

# 山口大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(20)-3
II	基準ごとの評価	2-(20)-4
	基準1 大学の目的	2-(20)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(20)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(20)-10
	基準4 学生の受入	2-(20)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(20)-19
	基準6 教育の成果	2-(20)-33
	基準7 学生支援等	2-(20)-36
	基準8 施設・設備	2-(20)-40
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(20)-44
	基準10 財務	2-(20)-47
	基準11 管理運営	2-(20)-49
<参 考>		2-(20)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(20)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(20)-58
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(20)-60
iv	自己評価書等	2-(20)-67
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(20)-68



## I 認証評価結果

山口大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 20 年度文部科学省教育GPに「目標達成型大学教育改善プログラム」が採択され、グラデュエーション・ポリシーを核とし、5つの重点プロジェクトを中心に、教育改善の実質化を目指した事業を展開している。
- 平成 16 年度文部科学省特色GPに「TOE I Cを活用した英語カリキュラム—教育の水準保証と学習支援—」が採択され、全学生にTOE I C受験を義務付けるなど、英語力の向上につながっており、支援期間終了後も継続的に成果を上げている。
- 平成 17 年度文部科学省特色GPに「山口大学おもしろプロジェクト—学生の創造性に期待する支援事業—」が採択され、学生に経費の支給又は物品の貸与等を行うなど、学生自身の企画を支援する取組を積極的に行っている。
- 平成 17 年度文部科学省現代GPに「理工学系学生向けの実践的知的財産教育」が採択され、知的財産権用テキストを作製し、授業に活用するなど、学生に大学教育と実社会との接点を認識させ、学習の動機付けを促し知的財産に精通した高度専門人となることを強く意識させることに努めている。
- TOE I C試験を全学的な規模で学生に受験させ、英語力の涵養に努めさせるなど、特徴ある英語教育を行っているほか、学部によっては3年次修了時においてTOE I Cでの所定のスコアを進級の要件に定めて実施している。
- 平成 18 年度文部科学省「キャリアパス多様化促進事業」に「産学協働型O J Tを核としたキャリア形成維新プラン」が採択され、その一環として、「山口大学キャリアパス・マッチング・システム」を開発して、大学院博士課程修了者やポストドクター等と民間企業等との就職マッチング活動に積極的に取り組んでいる。
- キャンパスが分散していることを考慮し、TV会議や遠隔講義、e-learning 等対面方式、非対面方式の双方において環境整備が具現化しており、教育の質的充実と学生の学習環境の向上を図っている。
- 個々の教員の授業改善を、「教育情報システム (I Y O C A N)」、あるいは「医学教育総合電子システム (e-Y U M E)」を用いて、教員と学生が双方向のコミュニケーションをとる中で授業内容、教材、教授方法等の質の改善を図っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻 10 専修のうち 2 専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 大学院課程の一部の研究科及び専門職学位課程においては、入学定員超過率が高い。
- 最適な教育研究環境を提供するために、老朽化及び狭隘化した図書館の施設・設備について、適切な改善計画の下、改修・整備の推進が必要である。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、基本的理念として、「発見し・はぐくみ・かたちにする知の広場の創造」、「共同・共有精神の涵養」、「公正・平等・友愛の尊重」を、また、教育における人材育成の目標として、「専門性と社会性の育成」、「自己啓発・自己研鑽・自己管理の徹底」、「知識社会に応える能力の醸成」を、研究の目標及び当該大学の果たすべき責務とともに「山口大学憲章」に掲げている。また、それらの精神を、大学教育における基本的目的及び学部等の目的として、学則及び各学部規則に規定するとともに、達成しようとする基本的成果を、各学部・学科等の教育課程においてグラデュエーション・ポリシー（卒業時まで学生が身に付けるべき基本的資質）として定めている。また、これらの目的実現のために、法人としての中期目標のほかに、さらに中長期的な目標として「明日の山口大学ビジョン」において、「明治維新発祥の地に根付く「挑戦と変革の精神」を受け継ぎ、アジア・太平洋圏において独自の特徴をもつ大学へと進化する。」と定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院は、「山口大学憲章」に掲げられた、教育における人材育成の精神に基づき、その目的を、大学院学則及び各研究科規則において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」と規定している。また、達成しようとする基本的成果については、学士課程と同様に、各研究科・専攻の教育課程におけるグラデュエーション・ポリシーを定め、これらの目的実現のために、法人としての中期目標のほかに、さらに「明日の山口大学ビジョン」においても、「地域の基幹総合大学としての特徴を生かした特色ある大学院の再構築」等の大学院課程の中長期的な目標を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学の理念や目的等の大学構成員への周知及び社会への公表に関しては、それぞれの取組の中でその目的に応じた形で周知・公表が行われている。例えば、学生に対しては、オリエンテーション時の説明や『共通教育履修案内』等各教育課程の履修規程の配付によって、教育理念の周知が図られ、また、教職員に対しては、教務手帳の配付や初任者研修など職員研修の機会を通じて、教育目的や大学の理念等の周知が図られている。このほか、ウェブサイトによる学長挨拶・学長メールマガジンを利用して、学長のメッセージとして大学の理念や意思等を伝える取組が行われている。

さらに、ウェブサイトによって大学の理念や教育目的を広く社会に対して公表するとともに、標語を用いたわかりやすい言葉で教育理念を浸透させる工夫や海外発信を目的とした英語版作成の取組等積極的に行われている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

前身を山口講堂（1815年設立）に遡る当該大学は、明治維新発祥の地として「挑戦と変革の精神」を受け継ぎ、地域の基幹総合大学として、幅広い教育・研究を通じた人材育成と地域に根ざした社会連携を目指している。このような視点から、当該大学の学士課程は、

- ・ 人文学部（人文社会学科、言語文化学科）
- ・ 教育学部（学校教育教員養成課程、実践臨床教育課程、情報科学教育課程、健康科学教育課程、総合文化教育課程）
- ・ 経済学部（経済学科、経営学科、国際経済学科、経済法学科、観光政策学科、商業教員養成課程）
- ・ 理学部（数理科学科、物理・情報科学科、生物・化学科、地球圏システム科学科）
- ・ 医学部（医学科、保健学科）
- ・ 工学部（機械工学科、社会建設工学科、応用化学科、電気電子工学科、知能情報工学科、感性デザイン工学科、循環環境工学科）
- ・ 農学部（生物資源環境科学科、生物機能科学科、獣医学科）

の7学部（23学科及び6課程）、学生総収容定員7,980人から構成され、それぞれの教育課程は特色ある各種資格が取得できるように設計されているなど、「山口大学憲章」で標榜する教育理念「専門性と社会性の育成」及び「知識社会に応える能力の醸成」を達成するための組織編制となっている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学の教養教育課程（以下「共通教育」という。）は、初期教育、外国語教育、一般教養教育、専門基礎教育の4系列からなり、各系列は分野ごとに区分され、合計75授業科目から構成されている。

全学教育も含めて共通教育の運営に関わる事項については、部局長等によって組織される教学審議会が決定した基本的方針に基づいて、具体的措置を各学部の教務担当教員が委員に加わる「教学委員会」において審議を行っている。その実施は大学教育センターが担い、特に共通教育に関わる事項は大学教育センターの下に置かれる共通教育実施部会が実施する。さらに、共通教育実施部会の下に7分野23授業科目別分科会が置かれ、それぞれの分科会が、担当授業科目について、担当教員・TA・非常勤講師の配置、授業時間割の作成等、その実施に関わる事項について調整し円滑な実施を図っている。

教員は、共通教育への全学出動体制の下、いずれかの分科会に所属し授業担当の責任体制を支えている。

当該大学は本部（山口市吉田地区）、医学部（宇部市小串地区）、工学部（宇部市常盤地区）の3キャンパスに分かれているが、共通教育授業科目の大部分は本部（吉田地区）で開講され、1年次生については全学部の学生が吉田地区で講義を受講しているほか、医学部・工学部向け授業科目の一部がそれぞれのキャンパスで開講されている。これらの実施に対しては、授業担当教員のキャンパス間の移動によって対応している。

教学審議会においては、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の推進、障害者教育への対応、教育活動評価、教養教育グラデュエーション・ポリシーの検討等、教養教育の円滑な実施及び質の向上についての検討が重ねられている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の大学院は、専門性と社会性を持つ人材育成とともに、地域の基幹総合大学として産業界や地域に開かれ、さらに、国際性豊かな特色ある教育研究組織を目指している。

このような視点から、大学院課程は、

- ・ 人文科学研究科（修士課程2専攻：地域文化専攻、言語文化専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻）
- ・ 経済学研究科（修士課程2専攻：経済学専攻、企業経営専攻）
- ・ 医学系研究科（博士前期課程3専攻：応用医工学系専攻、応用分子生命科学系専攻、保健学専攻、博士後期課程3専攻：応用医工学系専攻、応用分子生命科学系専攻、保健学専攻、博士課程2専攻：システム統御医学系専攻、情報解析医学系専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程10専攻：数理科学専攻、物理・情報科学専攻、地球科学専攻、機械工学専攻、社会建設工学専攻、物質化学専攻、電子デバイス工学専攻、電子情報システム工学専攻、感性デザイン工学専攻、環境共生系専攻、博士後期課程5専攻：自然科学基盤系専攻、物質工学系専攻、システム設計工学系専攻、情報・デザイン工学系専攻、環境共生系専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程：生物資源科学専攻）
- ・ 東アジア研究科（博士後期課程：東アジア専攻）
- ・ 技術経営研究科（専門職学位課程：技術経営専攻）
- ・ 連合獣医学研究科（博士課程：獣医学専攻）

の9研究科33専攻（修士課程7、博士前期課程13、博士後期課程9、博士課程3、専門職学位課程1）、学生総収容定員1,466人（修士1,032人、博士434人）から構成され、それぞれの教育課程はその専門性や社会性あるいは国際性を活かした教育研究ができるように設計されている。

特に、専門職学位課程である技術経営研究科は、産業界や地域連携を踏まえたイノベーション創出のための人材育成を目指し、実務経験教員を加えて経済学部及び工学部の密接な協力体制の下で教育研究を実施している。

また、連合獣医学研究科は、西日本地域の獣医学の基幹的役割を担うことを目指し、鳥取大学、宮崎大学及び鹿児島大学の各農学部獣医学科及びそれらの附属動物病院等と連携し、それぞれの大学の教員をもって当該研究科の教育研究を実施している。

したがって、当該大学の大学院課程は、特色ある教育研究をもって、大学の目的や教育理念である「深い学識及び卓越した能力の育成」を達成するために適切な組織構成を有していると言える。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学の全学センター等は11施設あるが、そのうち、教育活動に関わる主な施設は大学教育機構（大学教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、保健管理センター、留学生センターを所管する）のうちの大学教育センター、留学生センター及び大学情報機構（メディア基盤センター、図書館、埋蔵文化財資料館を所管する）のうちのメディア基盤センターである。

大学教育センターは、教学審議会の運営方針に則り、教学委員会を通じて教育活動全般の円滑な実施を図っている。

留学生センターは、特に留学生に対して、日本語や日本事情の教育等の導入教育を実施するとともに、修学上及び生活上の指導・助言を行うことによって、教育研究活動への円滑な導入を図っている。

メディア基盤センターは、全学的な視点での情報環境の高度化の推進等を通して教育活動等を支援している。

また、各学部・学科等に置かれる附属施設は、教育学部7施設、経済学部1施設、医学部1施設、工学部1施設、農学部2施設であるが、そのうち、大学設置基準第39条に基づき設置が義務付けられている附属施設は、教育学部の6附属学校、医学部の附属病院、工学部の附属ものづくり創成センター、農学部の附属農場及び附属家畜病院（附属動物医療センター）である。

附属学校では、学生の教育実習を担うとともに教育実践の先導的研究を行い教育学部の教育研究に活かしている。附属病院では実習学生を受け入れ、医学教育の実践を行っている。附属ものづくり創成センターでは、教育課程のものづくり関連授業科目を担当するほか、カリキュラム開発等の、ものづくり教育の整備・支援を行っている。また、附属農場は、農学教育のための施設提供や技術支援を、附属家畜病院（附属動物医療センター）は獣医療の実践を通じた学生の研修を行っている。

これらの附属施設は、地域貢献も含めてそれぞれの目的及び役割に応じて、そのための各種活動を活発に展開している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学では、学則の規定に基づき各学部に教授会が置かれ、「山口大学学部教授会規則」において、それらの教授会の組織構成及び学士課程の編成、学生の在籍、学位授与等教育研究活動に係る重要項目を含む審議事項が定められている。

また、学則に基づく大学院学則において、研究科のうち医学系研究科、理工学研究科及び技術経営研究科に研究科教授会の設置を、その他の研究科に研究科委員会の設置を定めている。

各学部及び研究科では、それぞれ山口大学学部教授会規則、大学院学則の規定に従い、各学部教授会規

則、各研究科教授会又は研究科委員会規則を定め、各学部・研究科における教育研究活動を含む部局活動に関わる事項を審議している。

特に、教育研究活動が複数地域にわたる理工学研究科、医学系研究科、連合獣医学研究科では、研究科教授会・委員会の下に代議員会を設け円滑な運営を図っている。

各部局の教授会等は入学試験計画、授業計画、学生の単位認定等のほか、規則改正や組織改善策等の審議を行うとともに、教務関係や学生関係等の運営のための委員会等を適切に設けて、教育研究活動の現場との意思疎通を図っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数  
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

学部及び大学院の教育活動全般の運営に係る重要事項は、教学審議会で基本方針を、また、それに基づく具体的措置を各部局の教学を担当する教員が委員として加わる教学委員会で審議している。

そして、大学教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、保健管理センター、留学生センターを所管する大学教育機構が、上記の5つのセンター間の連携を図りながら、それらの重要事項を実施に移している。特に、教育課程や教育方法等教育活動に直接関わる事項に関しては、大学教育センターが各部局と連携してその運営や実施に当たっている。

これらの運営体制に関して、平成19年度までは、教学の役割分担に応じて、教務委員会、能力開発(FD)委員会、学生委員会、キャリアデザイン委員会、入試委員会、国際交流委員会を置いていたが、平成20年度からは上記のような教学審議会及び教学委員会に再編し、教学における各種役割の連携と効率化を図る運営体制に変更している。

新体制における各種委員会の審議状況は、教学審議会については、平成20年度は11回開催され、その審議内容は、教育理念から入学試験、学術交流協定、単位互換、授業改善、学生支援、学生受入等教育活動全般にわたっている。

また、教学委員会については、平成20年度は12回開催され、その審議内容で教育課程や教育方法等に直接関連するものとしては、プレースメントテストの実施、放送大学との単位互換、共通教育全学出動、FDの実施及び報告、学生授業評価、障害のある学生の授業方法研修会の開催(以上第1回委員会の審議事項)等の例がある。

さらに、教学委員会の下で、各部局の教務関係の委員会等は、例えば、単位互換や単位認定の検討、カリキュラムの見直し、成績評価の検討、授業計画や時間割の検討、集中講義の開設等、部局の教育課程や教育方法等に関して審議活動を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教学関連の委員会について、平成20年度からは教学審議会及び教学委員会に再編し、これまで委員会間であったであろう意思疎通の不十分さの解消、また、意思決定の迅速化など、教学における各種役割の連携と効率化を図る運営体制に変更している。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制については、「明日の山口大学ビジョン」の中で、目指す組織として「全学的な人材活用と教員の重点的配置によって、教育現場の変化や学問の進展に応じて、教員の教育能力を開発し教育の質を保証する柔軟な組織」を掲げ、中期目標の基本方針とするとともに中長期的な教員配置計画を策定している。

学部・研究科では、この教員配置計画に則って、それぞれの組織構成を策定し、各教員は、大学が定める職位の資格に応じて、各組織の役割を分担し教育課程を支えている。

また、人文学部、教育学部、経済学部、農学部を除いては多くの教員が大学院に所属しているが、専任の担当学部及び研究科を定めることによって、教員の学士・大学院教育への責任を明確にしている。

さらに、各教育組織は組織ごとに独立した運営体制を持ち、教育課程を遂行するための責任体制を明確にしている。特に、連合大学院である連合獣医学研究科では、「構成法人間学長会議」を置き、大学間の連携を図っている。

共通教育については、各授業科目別分科会へ全教員が登録するとともに、各分科会が責任を持って実施している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任 50 人（うち教授 27 人）、非常勤 98 人
- ・ 教育学部：専任 103 人（うち教授 56 人）、非常勤 48 人
- ・ 経済学部：専任 62 人（うち教授 36 人）、非常勤 32 人
- ・ 理学部：専任 69 人（うち教授 33 人）、非常勤 21 人

- ・ 医学部：専任 187 人（うち教授 59 人）、非常勤 134 人
- ・ 工学部：専任 153 人（うち教授 67 人）、非常勤 32 人
- ・ 農学部：専任 52 人（うち教授 28 人）、非常勤 24 人

このうち、経済学部商業教員養成課程については専任の担当教員が不在であるが、現在、責任ある担当者の配置を検討中である。

学士課程の各教育課程（専門教育）では、入学定員数の教員数比は学部単位でほぼ 4 人以下、また、適切な非常勤講師の採用によって、授業科目数の専任教員数比も教育学部の 10 科目程度を除けば 4 科目未満となっている。

各教育課程においては、必修科目や概論科目など各学部において主要と認める授業科目を組織的に配置し、定年退職等による非常勤講師の配置等の一時的な場合を除いて、原則として教授及び准教授がそれらの科目を担当している。また、共通教育においても、全学出動体制の下、英語等の大学が力を入れる分野に非常勤外国人講師を多く配置し、共通教育の質及び量を確保している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 27 人）、研究指導補助教員 23 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 100 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 28 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 156 人（うち教授 90 人）、研究指導補助教員 46 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 34 人

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 136 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 28 人
- ・ 東アジア研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 27 人）、研究指導補助教員 32 人
- ・ 連合獣医学研究科：研究指導教員 72 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 20 人

なお、教育学研究科教科教育専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次の専修において必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。

- ・ 社会科教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 数学教育専修：研究指導教員（教授） 1 人不足

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えられるが、準則主義の

立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならないが、社会科教育専修については採用候補者（教授）を決定し、平成 22 年 4 月 1 日の着任が見込まれており、数学教育専修についても平成 22 年 4 月 1 日での補充が決定されている。

また、医学系研究科（博士課程）においては、平成 21 年 3 月末の定年退職等の事由に伴い、大学院設置基準に定められた研究指導教員数が不足している現状にあるが、3 人のうち 2 人は既に補充（1 人は平成 21 年 7 月 1 日付け、もう 1 人は平成 21 年 8 月 1 日付けで補充）しており、残り 1 人についても平成 22 年度当初に解消予定である。

各専攻で、学生定員数の研究指導教員数比がほぼ 1 以下、授業科目数の専任教員数比がほぼ 2 以下であり、授業科目数に占める非常勤講師担当科目数も、人文科学研究科（3 割程度）及び医学系研究科保健学専攻（2 割程度）等特殊要因が想定される組織を除けば、ほぼ 1 割以下となっている。

他の研究科については、大学院設置基準に定められている研究指導教員及び研究指導補助教員が専攻ごとに確保されている。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻及び医学系研究科において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあり、可及的速やかな是正が求められるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程（技術経営研究科）における専任教員数は、入学定員 15 人に対して 12 人（うち教授 7 人、実務家教員 4 人）であり、教育上又は研究上の業績を有する者 7 人及び特に優れた知識及び経験を有する者 4 人で構成されており、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学の教員組織における年齢構成は、若干高齢化の傾向にはあるが、著しく偏っている状況にはない。また、教員全体に占める女性教員の割合を平成 17、19、21 年度で見ると、それぞれ 12.7%、13.7%、13.2%と横ばいである。

国際化の観点から見ると、常勤外国人教員数の全教員に占める割合は 3%強であるが、語学関係を中心に多くの科目で非常勤外国人講師を採用しているほか、外国人研究員の雇用制度を採用している。

教員組織の活性化と法人化以降の教員削減計画への対応策として、学長運用ポストを設け、中期的な計画で教員組織の見直しを図るとともに、「戦略ポスト」という新しい考え方を導入して組織の活性化を図っている。

そのほかの活性化策として、教員採用における公募制の推進及び全学的な任期制の導入、優秀教員の顕彰制度の導入や各種インセンティブの付与、客員教授の積極的な登用等を実施している。

教員採用は、基本的に、教員採用に関する基本指針に則って行われ、教員公募では、他大学出身者、女性教員、外国人教員等幅広く優秀な人材の確保を目的に、大学ウェブサイト等で募集要項を公開している。

また、任期制では、それぞれの部局で助教職を中心に、「任期」、「再任の可否」を定めて実施している。

これらの実施状況は、例えば、平成 20 年度では新規採用教員数 81 人、公募制による採用教員数 36 人、

任期制による採用教員数 61 人となっている。

さらに、教員活動の活性化策として、ベストティーチャー等の 3 部門に分けて「功績賞」や「グッドアイデア賞」を優秀教員等に与え賞賛したり、科学研究費補助金申請を基に若手教員にインセンティブを付与するとともに、部局に対しては、部局所属教員の科学研究費補助金申請及び共通教育の授業科目担当状況等に応じて、傾斜配分するトップマネジメント経費を配分している。

このほか、客員教授等を当該大学の選考基準に則って登用し、教育あるいは研究の活性化を図っている。これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考においては、選考基準の中で、教育上の指導能力も含めて「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」、「助手」の資格を明確に定めている。また、その選考方法に関しても、任期制の導入、任期、再任の可否等基本的な指針を定めている。

各部局では、これらの方針に則り、かつ部局の特性を勘案して、「教育あるいは教育研究上の指導能力」を含めた基準や取り決めを設けて教員選考を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学における教育活動に関する定期的な自己点検評価活動は、大学教育センターが、授業評価アンケートを医学部を除く学部学生に対して行い、教員が「教育情報システム（IYOCAN）」（平成 20 年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」採択）を用いたウェブサイト上でその集計結果の自己点検を行っている。

医学部においては独自に、学生授業評価から教員の自己点検までを、ウェブシステム「医学教育総合電子システム（e-YUME）」（医学科）、あるいは「医学部保健学科授業支援システム」（保健学科）を用いて行っている。特に、医学科では、講義ごとに学生授業評価を入力させており、その集計結果を基に優秀教員の表彰を行っている。なお、教員評価の総合システムは平成 20、21 年度の試行を経て、平成 22 年度から本格的に稼働することとなっている。

この医学科の取組は、平成 18 年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択され、現在当該大学の医学教育全般にわたって定着している。医学部を含め、これらの教員自己点検活動は、大学評価室が行う全学的な「教育貢献度評価」として集約されている。

自己点検評価活動の実施状況については、学生授業評価では実施状況の低い部局もあるが、おおむね 90%程度、教員の自己点検評価では 80%弱の実施状況にあり、教育活動に対する自己点検評価活動が徐々に浸透しつつある。また、授業など教育活動の振り返り評価等が行われているのも自己点検評価活動の成果である。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学における教育活動では、それぞれの教育課程において、教員の行う研究活動の背景や基礎的事項が授業内容の基礎として、あるいは、その研究手法が教育方法の手段として、授業活動等の教育活動に反映されている。

特に、大学院課程における研究指導や論文指導等においては、教員が行う研究やその関連領域の紹介など、教員の研究活動が直接教育活動と結びついている場合も少なくない。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学の教育活動の実施組織は、大学教育センターを始め5つのセンターを所管する大学教育機構、図書館、及び学部・研究科が所属する7部局教育組織に分かれ、それぞれの組織に対応して、事務組織が事務分掌を所管している。

特に、学務系、学生支援、図書利用サービスを担当する部署には多くの人員を配置するとともに、その必要性に応じてコーディネーター、カウンセラー、医療技術補佐員、図書系職員等の専門職員を配置している。

学部における各学科及び研究科における各専攻においても、それぞれの教育課程の必要性に応じて、助手、技術職員等の専門的な技術を持つ職員を配置している。

また、学士課程の多くの教育課程では、TAを採用し、教育補助者として積極的に活用しており、その活用状況は、資料作成等の授業準備から演習や実習の指導補助、レポート点検等の教育補助と多岐にわたっている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【改善を要する点】

- 経済学部商業教員養成課程において、専任の担当教員が配置されていない。
- 教育学研究科教科教育専攻 10 専修のうち2専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学では、教育目的に沿った大学及び大学院のアドミッション・ポリシーを定めるとともに、学士課程及び大学院課程において、各学部・研究科の「教育理念」や「目標」とともに学科・専攻ごとに「求める学生像」を示している。

特に、全学体制で行う学士課程のAO入試では、求める学生像として、「学習意欲、好奇心が旺盛でチャレンジ精神のある人、明確な目的意識をもち、高い目標を掲げて努力してきた人、自己アピールできるものを持っている人や見つけたい人、自分の考えや意見を論理的に説明できる人」というように、よりわかりやすく、明確な言葉を用いてアドミッション・ポリシーを表現している。

これらのアドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項や各学部・研究科募集要項で公表されているほか、他の入試情報も含めてアドミッションセンターや各部局のウェブサイト、あるいは、大学ウェブサイト「受験生の方へ」から閲覧することが出来る。

また、オープンキャンパスや入試説明会等を通じて、受験生や学外関係者に広く周知する取組も行っている。

さらに、学内関係者へは、教授会・研究科委員会において、入学者選抜要項や各種入学試験の募集要項の検討時にアドミッション・ポリシーを含めた入試関連事項の周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程における学生選抜では、当該大学の求める学生像「学習意欲や興味が旺盛でチャレンジ精神が高く、明確な目的意識のもと自分の考えを論理的に自己表現できる人」に基づき広く人材を求めるため、一般選抜入試のほか、推薦入試、AO入試、帰国生徒入試、社会人入試、私費外国人入試の多種多様な選抜方式を採用している。

また、基礎学力を担保するために、学力試験を課したり出願要件に学力に関する要件を課したりする一方、小論文、面接、実技等の選抜方法を用いてアドミッション・ポリシーで求める人材の確保を図っている。特に、全学部で実施する推薦入試では、それぞれの学部方針に基づき教科に関する試験を課さない方式（Ⅰ）と課す方式（Ⅱ）を選択することによって、学力と資質へのウェイトのかけ方を工夫している。

さらに、工学部のように、合否後入学の条件として、一定水準の学力を担保するという方法を採用したり、医学部のように、地域枠や緊急医師確保対策枠を設けて社会の要請を勘案したりと、様々な工夫を行っている。また、5学部で実施される全学体制のAO入試では、受験生の資質を問う面接に、授業理解度を問う模擬授業形式の「講義等理解力試験」を組み合わせ、AO入試のアドミッション・ポリシーに合う人材確保のための工夫を行っている。

募集人員が若干名である特別選抜を除く各種選抜の志願状況は、推薦入試の学科単位等において志願者数の不足が若干見られるが、学部単位の集計では各選抜とも志願者数が募集定員を上回っている状況にある。

次に、大学院課程における学生選抜では、求める学生像「高度な理論的・実践的研究に意欲を持つ人、研究成果を実践の場で応用・展開できる人、豊かな人間性と高度な倫理性、社会性を備えた人」に基づき、一般選抜入試のほか、社会人特別選抜、(渡日前)外国人留学生特別選抜、学部3年次生を対象とする選抜、口述試験による選抜など、対象者別、資質別の多種多様な選抜方式を採用して幅広く人材を求めている。

選抜方法においては、基本的には学力検査(専門、外国語等)と口述試験の組合せが多いが、TOEIC又はTOEFL、数学統一試験、留学生に対する外国語能力試験等の統一試験の成績の利用、小論文の提出、教育経験歴や学業成績の反映、事前審査や事前面接の実施等幅広く学生の資質を反映させる方法を採用している。

大学院課程の各種選抜の志願状況は、集計単位によっては志願者数が入学定員を下回っているものもあるが、研究科単位集計では志願者数が入学定員を上回っている状況にある。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学の学生選抜では、医学部医学科の実施する3年次学士編入学AO入試を除いて、留学生、社会人、編入学生の受入に関してアドミッション・ポリシーを特に区別して示してはいない。

医学部医学科の実施する3年次学士編入学AO入試では、「人間的及び学問的成熟の下で、医学への強い意志を持ち、他の学生、さらには卒業後社会に対してリーダーシップを発揮できる人」をアドミッション・ポリシーに掲げ、医学士を除く学士を対象に広く募集している。募集人員は地域枠3人を含めて10人で、選抜方法は1次選考(学科試験・小論文)、施設見学・体験授業、2次選考(面接)である。その実施状況は、平成21年度実績で志願倍率が50倍近くとなっている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜に関わる基本的事項は、学則により「山口大学入学者選抜実施規則」に定められ、その実施については教学審議会の下に置かれている全学入試委員会が担っている。

全学入試委員会は大学教育機構のアドミッションセンター、保健管理センター、学生支援センターの委員のほか、各学部入試委員によって構成され、入試広報、試験教科・科目等の決定、募集要項の策定、入試実施要項の策定、学力検査等の具体的実施計画等、選抜に関わるあらゆる事項を審議する。審議事項は、各学部入試委員会等、部局委員会における審議を経た後、全学入試委員会で審議される。

大学院課程における入学者選抜は、大学院学則により学部規則に準じて行っている。

これらの具体的実施については、学士課程の一般選抜（前期日程）及びAO入試を全学体制、そして、その他の選抜を部局中心の体制で、実施マニュアルを作成し公正を期して実施している。

入学者選抜の可否判定は各部局教授会の議を経た後、学長が決裁を行う体制をとっている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜方法の改善と入試広報の戦略策定のため、アドミッションセンターが入学時調査「大学受験時の状況に関する調査」と卒業時調査「卒業時の実態に関する調査」を毎年度実施し、それらの分析結果を学内へウェブサイトで報告するとともに、毎年度入学者選抜試験実施統計資料の収集を行っている。

また、これらの情報とともに、全学入試委員会及び各部局入試委員会では、アドミッション・ポリシーの検討を含む入学者受入に関する様々な検討を行っている。

例えば、工学部各学科のアドミッション・ポリシーには高等学校教科の基礎学力を求めているが、これまでの推薦入試においてはセンター試験を免除して小論文・面接のみでの選抜を行っていた（平成19年度）ところ、平成20年度からは推薦入試にセンター試験を課し、一定の基準を満たすことを合格の条件とするなどの改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は以下のとおりである。（ただし、平成18年4月に改組された理工学研究科（博士後期課程）、医学系研究科（博士課程）は平成18～21年度の4年分。）

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.05倍
- ・ 教育学部：1.09倍
- ・ 経済学部：1.04倍
- ・ 理学部：1.06倍
- ・ 医学部：0.99倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.92倍
- ・ 工学部：1.07倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.24倍
- ・ 農学部：1.05倍

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：1.62倍
- ・ 教育学研究科：1.05倍
- ・ 経済学研究科：1.06倍
- ・ 農学研究科：1.01倍

〔博士前期課程〕

## 山口大学

- ・ 医学系研究科：1.35 倍
- ・ 理工学研究科：1.07 倍

### 〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：1.15 倍
- ・ 理工学研究科：0.89 倍
- ・ 東アジア研究科：1.22 倍

### 〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.72 倍
- ・ 連合獣医学研究科：2.06 倍

### 〔専門職学位課程〕

- ・ 技術経営研究科：1.31 倍

なお、人文科学研究科（修士課程）、医学系研究科（博士前期課程）、連合獣医学研究科（博士課程）、技術経営研究科（専門職学位課程）については入学定員超過率が高い。

当該大学では、「学部及び研究科ごとの収容定員超過が130%を超えていないか」、また、「学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに90%以上を補充させているか」を指標として、教育環境の改善を図っており、平成16～20年度までの研究科及び専攻ごとの収容定員超過率及び入学定員超過率を基に、入学定員等の見直しを行い、人文科学研究科（修士課程）及び技術経営研究科（専門職学位課程）については、平成21年度から合格者を入学定員の130%未満とし、実入学者数と入学定員の適正化を図っている。これにより、平成21年度の入学定員充足率は、人文科学研究科が0.87倍に、また、技術経営研究科が1.20倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科、専門職学位課程を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- アドミッションセンターが入学時調査「大学受験時の状況に関する調査」と卒業時調査「卒業時の実態に関する調査」を毎年度実施しており、これらの情報とともに、全学入試委員会及び各部局入試委員会では、アドミッション・ポリシーの検討を含む入学者受入に関する様々な検討を行っている。

### 【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科及び専門職学位課程においては、入学定員超過率が高い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

&lt;学士課程&gt;

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学では、学則において、学士教育課程の編成方針を「大学、学部、学科・課程等の教育上の目的を達成するために、専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しつつ体系的に編成する。」と定めている。

この趣旨に基づき、当該大学の共通教育を含む学士教育では、それぞれの教育課程の目的に沿ってグラデュエーション・ポリシーを示すとともに、グラデュエーション・ポリシーと各授業科目との関連付け(カリキュラムマップ(C-MAP))を行い、教育課程の体系化を図っている。

さらに、共通教育の科目編成において、履修順序を表す「科目類型」(基礎・総説・展開・包括)、授業内容や科目の位置付けを表す「系列・分野」(初期教育・外国語教育・一般教養教育・専門基礎教育)、及び授業科目の設置主体を表す「設置」(共通・開放・認定)によるグループ化を行っている。その中から、専門教育とのバランスを十分に考慮した上で、各教育課程の教養教育に必要な授業科目を指定するとともに、専門教育においては、「必修科目あるいは選択必修科目」及び「選択科目」を授業科目の内容に応じて配置している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容

が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、「明日の山口大学ビジョン」の中で、「時代の変化に柔軟に対応できる教育環境及び教育方法の改善」を学士課程教育推進の大きな柱として掲げ、そのための方策のひとつとして、学則等において、「修業年限の弾力化」や「既修得単位の認定」に係る事項を定め、柔軟な教育の実施に配慮している。

また、放送大学や同一地域にある山口県立大学との履修協定や国外の大学との学術交流協定を通じた単位互換制度を積極的に進めている。

授業科目においても、教育課程にインターンシップを配置しているほか、国際化の視点から、TOEICの履修や外国語教育のための海外語学研修を授業科目に取り入れたり、また、留学生のため、日本語適応型テスト（J-CAT）を利用した授業科目「日本語」を開設している。

さらに、授業内容においても、社会情勢や学術動向等を反映した内容を取り入れている。

教育課程や教育内容に係る特色GP等を活用して、学士課程における特色ある教育体制の構築に取り組んでいる。

平成16年度文部科学省特色GPに採択された「TOEICを活用した英語カリキュラム—教育の水準保証と学習支援—」では、全学生にTOEIC受験を義務付けるなど、英語力の向上につながっており、支援期間終了後も継続的に成果を上げている。また、平成17年度文部科学省特色GPに採択された「山口大学おもしろプロジェクト—学生の創造性に期待する支援事業—」では、学生に経費の支給又は物品の貸与等を行うなど、学生自身の企画を支援する取組を積極的に行っている。

平成17年度文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に採択された「「ちゃぶ台」方式による協働型教職研修計画」では、子供と継続的に関わる多様な場を提供するとともに学生、現職教員、大学教員が協働して課題や失敗を分析・評価する省察の場として「ちゃぶ台ルーム」を設けるなど、学生の実践的・学校理解や、「臨機応変さ」、「人間力」等の教員に不可欠な資質能力の涵養につながっている。また、支援期間終了後も、事業内容、事業対象及び実施地域を拡充し、継続して事業を発展させている。

平成16年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」（共同プロジェクト）では、中国・四国地域における農学系学部を有する6国公立大学が連携して、人的、物的資源を相互補完しながら総合的なフィールド教育の体系化を図っている。

平成17年度文部科学省現代GPに採択された「理工学系学生向けの実践的知的財産教育」では、知的財産権用テキストを作製し、授業に活用するなど、知的財産に関連した内容や演習を取り入れることで、学生に大学教育と実社会との接点を認識させ、学習の動機付けを促し知的財産に精通した高度専門人となることを強く意識させることに努めている。

また、平成19年度文部科学省現代GPに採択された「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開—学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開—」では、教職を目指す学生らが初等・中等教育での実際の教育指導に使用できる教材群を制作し、実効性を検証するなどの取組を行っているほか、共通科目「知的財産の開発と権利」の開設や、教育学部専門科目の内容に開発した指導内容を組み込んだ指導を行っている。各科目は支援期間終了後も継続して実施され、本取組で作成されたビデオ教材群、指導案、教本等についても大学ウェブサイトから継続して外部に配信している。

さらに、平成 20 年度文部科学省教育G Pに採択された「目標達成型大学教育改善プログラム」では、5つの重点プロジェクト（学部FD活動の実質化、教育コーディネーターの配置、構成員一体となった全学FD、オンライン知の広場の開設、教育改善サポートシステムの開発）を中心に、教育改善の実質化を目指した事業を展開している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学士課程では、単位の実質化への配慮として、履修科目の登録の上限設定（CAP制）、履修ガイダンスの実施やG P A（Grade Point Average）制度の活用、成績優秀者の顕彰制度や特待生制度等を実施している。

CAP制は工学部を除く全学部で導入され、半期ごとに 22～30 単位の範囲で履修上限が設定されている。

また、全学部で履修ガイダンスを実施するとともに、工学部等では、個別学修指導等にG P A制度を積極的に活用している。

そのほか、成績優秀者に対する学長（学部長）表彰や特待生の授業料免除の制度を設けて学生の主体的な学習を促す取組を行っている。また、各授業担当者においても、宿題を課すなどの工夫によって、授業時間外の自主的な学習を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学の学士課程における各教育課程では、各課程の目的に沿ったカリキュラムが策定され、その特徴に応じた授業形態や学習指導法がとられている。

例えば、文系の人文学部・言語文化学科では、少人数対話・討論型の授業形態に重点が置かれI T機器やT Aが積極的に活用されている。

国際的な技術者育成を使命とする工学部・社会建設学科（東アジア国際コース）では、外国人教員によって演習科目が担当されたり、また、獣医学教育を使命とする農学部・獣医学科では、臨床実習や複数教員による教育指導に重点が置かれている。

各授業科目においても、シラバスの項目「授業計画」の中で、その授業目標や内容に適った学習指導法等が示され実践されている。

文部科学省特色G P等の教育支援プログラムを活用して、学士課程における特色ある教育体制の構築に取り組んでいる。

平成 17 年度文部科学省特色G Pに採択された「工学系数学基礎学力の評価と保証ーグローバルスタンダードをめざしてー」（共同プロジェクト）では、数学の統一試験実施や、試験問題の解答例を公開するなど、学生に復習の機会を与え、さらに、各受験生には各分野での得点と総合点を知らせ自らの基礎学力の評価ができるようにして、工学系数学基礎学力を評価・保証するシステムを作り上げるなど、教育方法の工夫・改善を行っている。

また、平成 18 年度文部科学省特色G Pに採択された「総合電子システムを活用した医学教育の改善ー学生の自発的学習態度をはぐくむI T活用ー」では、自学自習のできる自己開発型学習支援ツールを整備

し、学生の授業評価のオンライン化も実施するなど、医学教育を円滑に推進する取組を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学では、シラバス、休講・補講の通知、成績等開設科目に関する情報をウェブサイトで提示し、学生がそれらの情報の閲覧や科目の履修登録をウェブサイトで行える「修学支援システム」を導入している。

シラバスは、作成要領に基づいて作成され、「授業名」、「担当教員名」、「認定単位数」等の基本情報のほか、開設科目の「概要・到達目標」、「授業計画」、「成績評価法」、「関連科目」、「教科書・参考書」、「担当教員のメッセージ」、「オフィスアワー・連絡先」等の情報が載せられている。特に、到達目標が観点別に整理され、当該科目の学習目的や成績評価の仕方がわかるように構成されている。

シラバスの作成状況を見ると、特別な場合を除いて、ほぼすべての開設科目が収録されており、到達目標と成績評価の関連も明確にされている。また、学生のシラバス活用状況は、学生授業アンケートの項目分析において、「非回答等」の占める割合が低いことから、おおむね活用されていることがうかがえる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

当該大学では、基礎学力不足の学生が履修課程にスムーズに移行できるように様々な施策を講じている。例えば、当該大学の教育課程で必修となっている「実践英語」では、TOEIC制度を利用した習熟度別履修を設けて、学生が段階的に英語能力を習得できるように配慮している。

工学部では、理工系教育に必要な数学の基礎的学力の習得のため、入学時にプレースメントテストを行い、その結果によって、前期開講授業科目「数学Ⅰ」の履修クラスを週1コマコースと週2コマコースに分け、後期開講授業科目「数学Ⅱ」にスムーズに移行できるように配慮している。2年次においても、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」の再履修者コースを設け、基礎学力の確実な習得を図っている。

留学生については、共通教育授業科目「日本語」以外に、留学生センターが部局の要請に応じて行う日本語の授業もあり、確実な日本語能力の習得に配慮している。

全学体制で学習相談支援室を開設し、また、学生の自主学習を支援する取組として、夜間や土日の図書館の開館や部局における講義室等の開放や自習室の設置等を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-2⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

当該大学では、開設科目ごとに、そのシラバスに成績評価方法を明記し学生に周知するとともに、成績評価基準に関しては、学則で「成績評価基準を明示すること」、さらに、学部規則でその評価を「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」とすることを定め、履修要項等を通じて、それらの評価基準を点数表示の形で学生に周知している。

また、進級あるいは卒業認定基準についても、各学部の履修規程で定め、履修要項等に明記する形で学生に周知している。

さらに、各開設科目の担当教員は、シラバス記載の評価方法に従って、成績評価を行い、その評価をもって当該授業科目の単位を認定している。

学生の進級あるいは卒業認定については、その単位修得状況を学部規則に定められた認定基準に照らして、学部教授会が厳格に審議判定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学では、正確な成績評価を担保するため、シラバスに評価基準を明記し、それに従った成績評価を実施しているほか、学期終了後、次学期開始前までに学生個々への成績開示を行っている。

また、授業担当教員には、試験問題、答案等の成績判定資料の1年間の保存義務を課し、学生の異議申し立て等にも対応できる体制にしている。

学生窓口を共通教育及び各学部（教務係、学務係等）に設け、成績確認や履修相談等各種問い合わせにも応じている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学では、大学院学則において、大学院課程の教育研究方針を、博士課程（博士後期課程を含む。）においては「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。」と定め、また修士課程（博士前期課程を含む。）においては「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。」と定め、各研究科の目的に応じた学位を授与している。

この趣旨に沿って、学士課程と同様に大学院においても、各教育課程にグラデュエーション・ポリシー

を示すとともにグラデュエーション・ポリシーと各授業科目との関連付け（カリキュラムマップ（C-MA P））を行い教育課程の体系化を図っている。

さらに、各専攻分野では、その特性に応じて授業科目を「必修」及び「選択」に区分し、教育課程修了のための履修規程を定めている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、「明日の山口大学ビジョン」の中で、「専門性と社会性を育む大学院教育の充実」、「国際性豊かな大学院教育の推進」、「地域の基幹総合大学としての特色ある大学院の再構築」を大学院課程の充実のための柱として掲げている。

その目的達成のために、大学院学則等において、「修業年限等の弾力化」、「既修得単位の認定」、「教育方法の特例」等に係る事項を定め、特色ある大学院教育の実施に配慮している。

教育課程の充実を図るため、学術交流協定及び学生派遣制度の活用や産学公連携・イノベーション推進機構の研究開発支援、事業化支援事業を通じて、学生の多様なニーズにこたえとともに学術動向や社会ニーズの把握を図っている。また、授業科目の内容等においても最新の研究動向や社会ニーズの反映に配慮している。

さらに、教育課程や教育内容に係る文部科学省の教育改革プログラムを活用して、大学院課程の特色ある教育研究体制の充実に向けて取り組んでいる。

平成17年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「医工融合実践教育プログラム」では、従来の枠を超えた医学と工学の融合型教育を実現するとともに、教育研究の背景となる国際的先端研究との連携や医学系大学院学生を含めた医療関係者の卒後人材育成を目指した社会連携を実施している。

文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）」において、平成18年度に「微生物機能開発センター設置への研究力強化」が、平成19年度に「液体燃料適用マイクロコンバスタの先導研究」が採択されている。前者のプログラムでは若手研究者を海外に派遣し、その成果を個々の研究で発展させるとともに、微生物推進体の発展に貢献した。後者のプログラムでは、研究成果を発展させたテーマが企業の研究助成を受けたほか、科学研究費補助金として採択されるなど、支援期間終了後も継続的に展開されている。

また、平成19年度に文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）」に採択された「大学院コースによる臨床研究支援人材の養成－「臨床試験支援センター」を中心として－」では、医学系研究科大学院生及び医療関連職種の人材に対して臨床研究に関する組織的な教育を行うなど、臨床研究支援人材をはぐくみ、治験・臨床研究の活性化を図る取組を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の大学院課程では、学士課程と同様に、成績優秀者に対する学長（研究科長）表彰制度のほか、すべての研究科で履修ガイダンスを実施している。

研究科によっては、例えば、指導教員が1年次より修士論文の作成指導を行い、また、学会等に加入させて論文の指導を行う（経済学研究科）などの主体的な修学を促す独自の取組も行っている。

授業の内容においては、「教育方法学特論演習」、「リサイクル工学特論」に見るような授業方法等に様々な工夫をすることによって単位の実質化を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学大学院の各教育課程では、各課程の目的に沿ったカリキュラムを策定し、その特徴に応じた授業形態や学習指導法をとっている。

例えば、複数教員によるジョイントセミナーを重視している東アジア研究科では、少人数対話・討論型の段階的な学習指導法が取り入れられている。

医学の人材育成を使命とする医学系研究科では、少人数による演習や実習に重点が置かれ、学習成果の臨床応用を念頭に置いた学習指導法が取り入れられている。加えて、授業科目においても、その授業目標や内容に適った学習指導法が工夫されている。

さらに、文部科学省の教育改革プログラムを活用して、大学院課程の特色ある教育研究体制の充実に向けて取り組んでいる。採択された取組「ちゃぶ台型ネットによる理科教育支援計画」（平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」）は、前述の「「ちゃぶ台」方式による協働研修システム」を活用して理科教育における具体的な課題の解決をネットワーク方式で図るものであり、現職教員・大学教員・学生（大学院学生、学部学生）の協働による問題解決型教育システムである。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学では、大学院課程の開設科目に対しても、修学支援システムによって、その記載項目も含めてシラバス作成を学士課程と同様に行っている。

大学院課程におけるシラバスの作成状況は、学士課程に比べてウェブサイト収録率が若干低いですが、授業時ガイダンスでの学生周知等を考慮すればおおむね達成されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

民間企業等に在職している学生や現職教員に配慮するため、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うなどの適当な方法により教育を行うことができる旨、大学院学則第20条において規定している。

当該学則に基づき各研究科（農学研究科及び連合獣医学研究科を除く。）では、夜間、休日において必要に応じて授業や研究指導を行っており、上記学生に配慮した適切な時間割を設定している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設

定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

当該大学では、研究基本方針の項目「研究と教育」の中で、「研究を通じた教育・人材育成が大学の重要使命であることを認識して、研究活動に裏付けられた豊かな教育を行います。」と定めている。

この趣旨に基づいて、大学院学則において、他大学院や研究所等における研究指導も認めるとともに、当該大学において「研究指導を担当する教員」の職位を定め、さらに、各研究科規則において、それぞれの教育研究目的に沿って、指導教員及びその役割等を位置付けている。

また、各研究科では、学生の指導教員を出願時あるいは入学後の学生希望を勘案して教授会等で決定し、その後、学生の具体的な研究指導計画が指導教員によって立てられている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

当該大学の多くの研究科では、学生の研究指導に関連分野の複数の教員が関与する体制にあり、主指導教員とともに補助する副指導教員等が学生の研究遂行上の問題から学生生活上の問題まで幅広く相談に応じている。

また、学生の研究テーマは、人文科学研究科のように学生の希望を参考にして決定する部局から、連合獣医学研究科のように代議員会で承認を得て決定する部局まで、それぞれの部局や研究分野の特徴に応じて決定している。

共通教育やそれぞれの研究分野に関連する学士課程の教育分野においては学生をTAとして積極的に採用し、その教育的機能訓練を通じて学生の能力育成を図る取組も行っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

当該大学大学院では、大学院学則において、成績評価基準を学生に明示することを定め、さらに各研究科規則でその評価を「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」とすることを定めている。開設科目ごとに、シラバスにその評価方法を記載するとともに、修学支援システムを通じてその方法を周知している。

各研究科は、研究科規則において修了認定基準を定め、研究科履修要項等を通じて学生に周知している。また、学士課程と同様に、これらの基準に照らした成績評価を授業担当教員が、また単位認定、修了認定を研究科教授会（あるいは研究科委員会）が適正に判定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績

評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

当該大学の大学院課程においては、「学位の種類」、「学位授与の要件」、「審査体制」、「審査の認定」など学位授与に係る重要事項を「山口大学学位規則」で定め、さらに、「学位論文の審査」や「最終試験」に係る審査プロセス、審査員構成、審査基準等の具体的な審査体制を各研究科規則やそれに基づく実施要項等で定めている。

これら学位論文審査に係る評価基準等は、一部の研究科、専攻において指導教員による説明にとどまってはいるものの、多くの研究科においてはウェブサイト、履修の手引き、学生便覧等の履修要項のほか、指導教員による説明等の様々な方法によって、学生へ周知されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学大学院では、正確な成績評価を担保するための措置が学士課程に準じて行われている。成績や学位授与等の問い合わせに関しては、学士課程と同様に、各学部窓口（学務係、教務係等）で履修相談や成績評価への申し立て及び学位申請相談に応じている。

平成20年度分の調査では、大学院課程におけるこれら成績評価等への申し立ては特になかった。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

経営系専門職大学院である技術経営研究科（MOT）の教育課程は、「科学技術と企業経営を統合してイノベーションを創出するマネジメントの研究をもって、学際的な知識や倫理観に立脚しつつ社会での資源の最適利用を考える能力を持つ人材の育成」を編成の趣旨とし、「基盤科目群」、「展開科目群」、「応用・演習系科目群」の授業科目によって技術経営の基本的な考え方から専門的領域まで幅広い分野を網羅するよう体系的に構成されている。

さらに、人材育成の趣旨に沿って、目的別の明確な履修モデルを示している。

また、「技術経営修士（専門職）」の学位に照らして、研究科の最終成果として、学生に将来のキャリアパスを想定して自ら課題を選定し、自主的に調査研究する「特定課題研究」を課している。これらは、専門職大学院設置基準第2条、第6条の趣旨に適うものである。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

ビジネス界が要請する事業戦略の基盤となる財務会計知識と事業計画の企画力、技術開発戦略とプロ

プロジェクトマネジメントの展開力を視野に入れ、授業内容に経営戦略、知的財産、財務・経済、地域、ベンチャー、技術戦略、技術管理、先端技術、特定課題研究を配置している。

カリキュラムについては、MOT協議会メンバー校間の情報交換や実業界との意見交換等を基に、教員会議で定期的なカリキュラム検討を行い、教授会で審議・決定の上、見直しを行っている。

また、社会人学生が多い当該研究科では、宇部のほか、北九州、広島の3教室で授業を開講するとともに、指導教員の相談の下で個人ごとの履修計画が作成できる体制にして学生のニーズにこたえている。

さらに、教育課程や教育内容に係る文部科学省の教育改革プログラムを活用して、技術経営研究科の教育課程の充実に向けて取り組んでいる。

平成18年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において、「MOT協議会における教育推進プログラム」(共同プロジェクト)及び「教室と経営体の融合による技術経営教育」が採択されている。前者のプログラムでは、協議会メンバーが中心となって産業界等の協力を得ながらMOTの専門職大学院の在り方について検討を行うとともに、教育の質の向上のための活動を行って、MOT教育の普及と発展に貢献している。後者のプログラムでは、デジタル・エンジニアリングを具体例にして、大学院の教室と経営体(経営・製造・研究現場)とを融合させて高度で実践的な技術経営教育を行っている。

また、平成19年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「解析主導設計(ALD)を活用した先進ものづくりを実現する体系的地域人材高度化教育」では、ALDテクノロジーによる教育プログラムの開発実践が行われ、中小企業の経営者と技術者を対象として、技術としてのデジタル・エンジニアリング技術の学び直しと、それを最大限に活用するマネジメント能力を習得するための体系的な高度ものづくり教育を行っているほか、当該研究科の北九州及び広島教室においても、各地域の産業特性に応じた教育を行うことにより、ALD人材のネットワーク化を図っている。

さらに、平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、「MOT教育コア・カリキュラムの開発」(共同プロジェクト)が採択され、「MOT人材が修得すべき必須の教育内容と各教育内容に対する到達目標・評価基準を設定したMOT教育コア・カリキュラムの開発」、「カリキュラム改善のためのMOT教育ガイドラインの策定」、「コア・カリキュラムと連動した効果的なFDシステムの開発とFD研修の実施」等の取組により、産業界が真に要望するMOT人材の育成を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

技術経営研究科では、研究科規則において、履修科目の登録の上限を「学生が1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は特定課題研究を除き14単位とする。」と規定して単位の実質化を担保している。このことは専門職大学院設置基準第12条の趣旨を満たしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

技術経営研究科の教育課程は、技術経営分野の人材育成を念頭に置いたものであり、その教育内容もその趣旨に沿ったものである。

例えば、ビジネス界が基本的に要請する分野別観点からは、経営戦略に関する8科目、知的財産に関する5科目、財務・経済に関する3科目、技術戦略に関する3科目、技術管理に関する7科目、先端技術に

関する3科目等が教育課程に盛り込まれている。

また、技術経営分野の求める能力別観点からは、実務家教員によるケース教材を取り入れて、経営実務の基本的な能力の修得を目指す実践的授業科目、経営者や技術者に要求される高い倫理観を涵養する授業科目、技術と経営を融合する力を養成する授業科目、国際的視野を持つプロフェッショナルな人材養成を目指す授業科目等を取り揃えている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

技術経営研究科の教育課程は、講義科目30、演習科目4、及び特別課題研究1の合計35科目で構成され、宇部、北九州、広島の3教室体制で、社会人学生を主な対象として土曜・日曜に集中して授業を行っており、少人数で、ケースディスカッションを行う双方向型の授業が多い。

講義科目では、知識の伝授以外に、研究科独自あるいは他機関のケース教材を活用しグループ発表・討論、演習等を積極的に取り入れるケーススタディを併用するとともに、「企業経営者講演会」を開催し、商品開発・技術や事業計画・経営のリーダーシップ等を聞くことができる機会を設けている。

演習科目では、企業の経営トップと直接対話・討論する実践的な授業方式も取り入れている。

「特定課題研究」では、研究対象企業・機関への訪問調査等を組み入れるとともに、教員1人が指導する学生数を上限4人、学生1人に2人の教員（主担当、副担当）を配置して、教育の質の維持を図っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学では、シラバス、休講・補講の通知、成績等開設科目に関する情報をウェブサイトで提示し、学生がそれらの情報の閲覧や科目の履修登録をウェブサイトで行える「修学支援システム」を導入している。

技術経営研究科においても、修学支援システムによって、シラバス作成その他を学士課程及び他の大学院課程と同様に行っている。シラバスはすべての開設科目で作成されている。また、各授業担当教員が授業第1週でシラバス記載事項を周知している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

技術経営研究科は、社会人学生を対象とした専ら夜間において教育を行う課程である。

平成17年度の開設当初は、平日の夜間及び土曜日に開講していた。その後、民間企業等に在職している社会人学生の要望にこたえて、平成19年度から土曜日及び日曜日に開講している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

技術経営研究科は、他の大学院課程と同様に、大学院学則及び研究科規則に基づき成績評価基準を「秀」「優」「良」「可」「不可」と定めている。

開設科目ごとに、シラバスに授業方法及び内容、1年間の授業計画、評価方法を記載するとともに、修学支援システムを通じてその方法を周知している。

また、研究科規則において修了認定基準を定め、研究科要覧等を通じて学生に周知すると同時に、学士課程及び他の大学院課程同様に、これらの基準に照らした成績評価を授業担当教員が、また単位認定、修了認定を研究科教授会が適正に判定している。

特に、特定課題研究については修士論文に代わるものとして、課程の集大成と位置付けており、全教員と学生が出席する「課題選定報告会」、「中間報告会」、「最終報告会」と3回の報告会を開催している。なお、「最終報告会」終了後、全教員出席による判定会議を開催し合否を判定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

技術経営研究科では、正確な成績評価を担保するために当該大学の他の課程と同様に、シラバスに評価基準を明記し、それに従った成績評価を実施している。

成績や学位授与等の問い合わせに関しては、各指導教員及び工学部窓口（教務係等）で履修相談や成績評価への申し立て及び学位申請相談に応じている。平成20年度分の調査では、これら成績評価等への申し立ては特に無かった。

学生個々に対しての成績開示を行っており、平成20年度までは学期終了ごとに、学生個々に成績通知表を配付している。また、平成21年度からは、ウェブサイト上で成績照会をしているので、学生個々で確認することとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成20年度文部科学省教育GPに「目標達成型大学教育改善プログラム」が採択され、グラデュエーション・ポリシーを核とし、5つの重点プロジェクトを中心に、教育改善の実質化を目指した事業を展開している。
- 平成16年度文部科学省特色GPに「TOEICを活用した英語カリキュラム—教育の水準保証と

学習支援一」が採択され、全学生にTOEIC受験を義務付けるなど、英語力の向上につながっており、支援期間終了後も継続的に成果を上げている。

- 平成 17 年度文部科学省特色G Pに「山口大学おもしろプロジェクトー学生の創造性に期待する支援事業一」が採択され、学生に経費の支給又は物品の貸与等を行うなど、学生自身の企画を支援する取組を積極的に行っている。
- 平成 18 年度文部科学省特色G Pに「総合電子システムを活用した医学教育の改善ー学生の自発的学習態度をはぐくむIT活用一」が採択され、自学自習のできる自己開発型学習支援ツールを整備し、また、学生の授業評価のオンライン化も実施するなど、医学教育を円滑に推進する取組を行っている。
- 平成 17 年度文部科学省特色G Pに「工学系数学基礎学力の評価と保証ーグローバルスタンダードをめざして一」（共同プロジェクト）が採択され、工学系数学基礎学力を評価・保証するシステムを作り上げるなど、教育方法の工夫・改善を行っている。
- 平成 17 年度文部科学省現代G Pに「理工学系学生向けの実践的知的財産教育」が採択され、知的財産権用テキストを作製し、授業に活用するなど、学生に大学教育と実社会との接点を認識させ、学習の動機付けを促し知的財産に精通した高度専門人となることを強く意識させることに努めている。
- 平成 19 年度文部科学省現代G Pに「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開ー学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開一」が採択され、教職を目指す学生らが初等・中等教育での実際の教育指導に使用できる教材群を制作し、実効性を検証するなどの取組を行っているほか、共通科目「知的財産の開発と権利」の開設や、教育学部専門科目の内容に開発した指導内容を組み込んだ指導を行っている。
- 平成 16 年度文部科学省現代G Pに「大学間連携によるフィールド教育体系の構築ー中国・四国地域の農学系学部をモデルとして一」（共同プロジェクト）が採択され、人的、物的資源を相互補完しながら総合的なフィールド教育の体系化を図っている。
- 平成 17 年度文部科学省教員養成G Pに「「ちゃぶ台」方式による協働型教職研修計画」が採択され、子供と継続的に関わる多様な場を提供するとともに、「ちゃぶ台ルーム」を設けるなど、学生の実践的学校理解や、「臨機応変さ」、「人間力」等の教員に不可欠な資質能力の涵養につながっている。
- 平成 17 年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「医工融合実践教育プログラム」が採択され、従来の枠を超えた医学と工学の融合型教育を実現するとともに、教育研究の背景となる国際的先端研究との連携や医学系大学院学生を含めた医療関係者の卒後人材育成を目指した社会連携を実施している。
- 平成 19 年度文部科学省医療人G Pに「大学院コースによる臨床研究支援人材の養成ー「臨床試験支援センター」を中心として一」が採択され、臨床研究支援人材をはぐくみ、治験・臨床研究の活性化を図る取組を行っている。
- 文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）」において、平成 18 年度に「微生物機能開発センター設置への研究力強化」が、平成 19 年度に「液体燃料適用マイクロコンバスタの先導研究」が採択されている。前者のプログラムでは若手研究者を海外に派遣し、その成果を個々の研究で発展させ、後者のプログラムでは、研究成果を発展させたテーマが企業の研究助成を受けたほか、科学研究費補助金にも採択されている。
- 平成 20 年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に「MOT教育コア・カリキュラムの開発」（共同プロジェクト）が採択され、産業界が真に要望するMOT人材の育成を行っている。

- 平成 19 年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に「ちゃぶ台型ネットによる理科教育支援計画」が採択され、「「ちゃぶ台」方式による協働研修システム」を活用して理科教育における具体的な課題の解決をネットワーク方式で図る取組を行っている。
- 平成 18 年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に「MOT協議会における教育推進プログラム」（共同プロジェクト）及び「教室と経営体の融合による技術経営教育」が採択されている。前者のプログラムでは協議会メンバーが中心となって産業界等の協力を得ながら MOTの専門職大学院の在り方について検討を行うとともに、教育の質の向上のための活動を行っており、後者のプログラムでは大学院の教室と経営体（経営・製造・研究現場）とを融合させて高度で実践的な技術経営教育を行っている。
- 平成 19 年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に「解析主導設計（ALD）を活用した先進ものづくりを実現する体系的地域人材高度化教育」が採択され、中小企業の経営者と技術者を対象として、技術としてのデジタル・エンジニアリング技術の学び直しと、それを最大限に活用するマネジメント能力を習得するための体系的高度ものづくり教育を行っている。

**【改善を要する点】**

- 学位論文審査基準の策定やその周知が、一部の研究科・専攻において不十分である。

## 基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### 【評価結果】

基準6を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学においては、教育成果を含む教育課程全般に係る事項に関して、全学的立場から教学審議会及び教学委員会が検証や評価を行っている。

例えば、「TOEICの活用による英語教育の成果」では、TOEIC成績分布調査や授業時間外の学習時間調査を用いて、学生の英語能力の改善について検証・評価を行っている。また、「理系基礎科目未履修者に対する教育」では、プレースメントテストの成績や学習相談室への相談実績等の分析によって入門科目の実効性について検証を行い、改善を重ねている。

そのほか、平成20年度文部科学省教育GP「目標達成型大学教育改善プログラム」とカリキュラムマップ(C-MAP)の点検・改善を利用し、常に学生の視点から教育内容の再検討を行えるように教員の意識改革を図るため、大学教育センターと部局が一体となった「教育改善FD研修」の実施及び教員・職員・学生が一体となった研修体制の確立等の教育改善の取組を行っている。

各部局においては、教務関連の部局委員会等が部局の教育課程に関わる事項の点検・評価を行っている。

例えば、経済学部では、「企業に対する卒業生調査」及び「山口大学卒業生に対する満足度調査」を用いて、経済学部が養成しようとする人材についての検証・評価を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、教養教育において、日本語、情報科学、外国語、人文社会科学、自然・応用科学、健康科学、学際領域の7つの教育領域においてグラデュエーション・ポリシーを定め、共通教育を編成している。

それぞれの教育領域において、単位修得状況はおおむね高い割合を示し、そのうち成績上位者は4割から8割の間に分布している。一方、人文社会科学領域及び自然・応用科学領域の理系基礎分野では、成績下位者が3割程度を占めており、その割合が若干多い。また、TOEIC認定状況は認定者の6割程度が400点認定者であり、低い得点での認定となっている。

当該大学の教育活動の特長の一つである英語の習熟度別履修においては、認定後の「英語」の履修状況は成績上位者が62~66%となっている。また、学部によっては3年次修了時においてTOEICでの所定のスコアを進級の要件に定めて実施している。

学士課程の専門教育については、主要授業科目における成績状況において、単位修得率が高く、成績下位者の割合が若干高めであるが、成績上位者数の割合も5割近くあり、総じて教育効果が上がっていることがうかがえる。この傾向は、平均進級率（平成19年度：88%）、平均卒業率（平成19年度：95%）の高さにも現れている。

学科等の組織における学生の活躍状況や資格取得状況からも、一定の教育成果がうかがえるとともに、各学科等においても「教育目的に照らして教育効果や成果は上がっている。」と認識されている。

大学院教育については、その成績状況において、単位修得率及び成績上位者の割合とも非常に高く、成績下位者の割合は非常に低い。また、学術論文や学会発表等、学生の研究状況においては、学生定員に対する学生の実績件数が2倍を超えている。学生の修了状況においては、学士課程と比べると若干修了率が低いものの、オーバードクター等の要因を勘案すれば、許容範囲にあると考えられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、医学部医学科を除いたすべての教育課程で学生授業評価アンケートを各開設科目に対して実施している。医学部医学科では、「医学教育総合電子システム（e-YUME）」を利用して、講義に対する学生の意見聴取を行っている。

平成17～19年度の教養教育に対する学生授業アンケートは、全体としては授業理解度及び授業満足度はそれぞれ3.56～3.57、3.69～3.74（5点評価の平均値）と平均的であるが、個別に見ると外国語教育に対する満足度が高く、応用科学系列の情報処理分野の授業理解度が若干低かった。

学士専門教育及び大学院教育において、各教育課程の主要授業科目に対して行った意見聴取結果ではおおむね満足しているとの肯定的な回答が大勢を占めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学における学生の進路状況を、平成14～19年度までの経年変化から見ると、学士課程及び大学院課程ともに、卒業生数に対する就職者数と進学者数の合計の割合が緩やかではあるが確実に上昇している。

平成20年度卒業生における上記割合は、学士課程では、学部単位で77%から98%の範囲にあり、全学部平均は91%である。大学院課程では、研究科単位で88%から100%の範囲にあり、全研究科平均は98%であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、就職支援室を中心に各教育組織に就職担当教職員を配置し、各種企業説明会や懇談会等を利用して就職先の卒業生や企業等の採用担当者との意見交換を頻繁に行っている。また、学生の卒業・修了時に満足度調査を行っている。これらの調査結果を見ると、例えば、経済学部では実践的経済人養成は卒業生、受入企業双方から期待する水準を上回ると評価されている。

また、工学部が行った企業アンケート調査では、今後の採用希望3.8（最大値4）、採用満足度3.2（同）と高い評価を受けている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- TOEIC試験を全学的な規模で学生に受験させ、英語力の涵養に努めさせるなど、特徴ある英語教育を行っているほか、学部によっては3年次修了時においてTOEICでの所定のスコアを進級の要件に定めて実施している。

**【改善を要する点】**

- 教養教育の人文社会学及び理系基礎分野において、成績下位者が全体の3割を占めるとともに、分野によっては、学生授業評価アンケートからも授業理解度が低いことがうかがえる。

<b>基準7 学生支援等</b>
------------------

- |   |
|---|
| <p>7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。</p> <p>7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。</p> <p>7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> |
|---|

## 【評価結果】

基準7を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

<p>7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。</p>
---

当該大学では、学士課程の新入生は、入学直後に、授業科目「フレッシュマンセミナー」(必修)において「大学の教育」、「勉学の仕方」、「学生生活一般」等について学習し、その後、各教育課程のガイダンスを受けている。

学士課程の在学学生や大学院課程の学生も、学期初めや入学時等適切な時期に、コース選択、実習科目の履修、卒業論文の作成等履修指導一般に関するガイダンスを受けている。各種ガイダンスは、資料の配付や、場合によっては、アンケートの実施等、きめ細かく組織的に行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

<p>7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。</p>
---

全学的には、ウェブシラバスの中に授業担当教員の連絡先・オフィスアワーを記載する項目を設けているほか、基礎学力不足の学生や発展的な学習を目指す学生の学習相談や助言のために、TA制度等を活用した学習相談室を設けている。

学士課程では、それぞれの特性に応じて、チューターの配置、学習相談のための施設やグループの設置、担任や指導教員の配置等、様々な支援体制が採られ、その中で学生ニーズの把握も行われている。

大学院課程では、学則等の定めに従って、個々の学生に指導教員が配置され、その指導の下で、学習や研究に対する助言や相談が行われ、また、学生ニーズの把握も図られている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

<p>7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。</p>
---

該当なし

<p>7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</p>
---

当該大学において、一般学生以外の特別な支援を必要とする学生は、留学生、社会人学生、障害のある学生である。

留学生に対する学習支援は、留学生センターが正規授業科目以外の日本語授業の開設や自主学習のため

のe-learning教材の提供を行っている。また、各部局でも、教育指導教員やチューターの配置や課外補講の実施等、きめ細かい支援を行っている。

社会人学生に対しては、大学院学則等に大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を設けているほか、個々の学生の事情に応じて、指導教員の配置、休日や夜間におけるスクリーニング、電子メール等のコミュニケーション・ツールの活用等、状況に応じた方法で学習支援を行っている。

障害のある学生に対しては、受験前に、修学上希望する措置に関して事前相談を行い、入学後、大学教育機構の障害学生修学支援委員会においてノートテーカー、チューターの配置等、必要な措置を検討し対応している。また、大学教育機構では、FD研修会の一環として、支援教職員及び支援学生を対象に「障害学生に対する修学支援の方法」講座を開講して理解を深めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

当該大学では、学生の自主的学習を支援するため、図書館では、閲覧スペースに3図書館（総合図書館、医学部図書館及び工学部図書館）で1,300席の閲覧座席を用意するとともにグループ学習室や情報ラウンジを設け、夜間や土日の利用も可能とし、多様なニーズに対応している。

学生は、入学時に配付されたアカウントによって、学内の情報端末や図書館設置のパソコンを通じて各種情報へのアクセス、プリンタ利用及び各種教育研究用ツールの利用ができる。また、それぞれの部局においても、自習室、学生ラウンジ、グループ討論室、情報機器室等が設けられているとともに、部局によっては、学生の利用申請の下で、講義室やゼミ室等の利用が可能になっている。これらの施設や設備は日常的に利用されている。

自主学習を啓発するプロジェクトとして、教育学部に設置されているグループ討論室「ちゃぶ台ルーム」（平成17年度文部科学省教員養成GP採択）や学生自身の団体による企画を支援する「山口大学おもしろプロジェクト」（平成17年度文部科学省特色GP採択）に積極的に取り組み、これらは当該大学独自のプロジェクトとして定着している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学では、サークル活動や自治活動等学生の課外活動に対して、学生支援部を窓口にして各種支援を行っている。

サークル棟や運動場等の施設の提供や学生の希望に応じた備品の提供のほか、学生の交歓行事の実施、キャンパスライフのウェブサイト紹介及び優秀な学生活動の表彰を通じて課外活動を積極的に支援する一方、事故防止ガイドラインを定めて課外活動の安全にも努めている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の生活支援は、生活一般及び進路・就職相談については学生支援センター（学生相談部、学生生活支援部、就職支援部）、健康相談については保健管理センター、各種ハラスメントについてはイコール・パー

トナーシップ委員会（以下「E P委員会」という。）が責任を担い、学生所属の各部局との緊密な連携の下で、各種相談への対応や助言指導を行っている。

学生生活上必要なパソコンに関するトラブル相談や技術情報の提供等についても、パソコンSOSセンターを各地区キャンパスに設置して対応している。

生活支援に係る特に重要な問題については、大学教育機構の教学審議会や教学委員会で審議されている。

就職支援室では、就職情報の閲覧及びウェブサイト検索ができるほか、インターンシップの啓発活動、企業情報の収集及び説明会の開催、就職支援サイトの紹介等を行っている。

学生なんでも相談窓口は、学習相談も含め生活一般の相談に応じ、学生相談所は、他の相談部署と連携をとりながら秘密保持を原則に、学生の休養施設「リビング」を運営するほか、電話・メール相談や各種ワークショップの開催を行っている。

保健管理センターは、学生の健康診断のほか、電話・メール・窓口対応によるメンタル面も含めた健康相談の受付、健康問題への啓蒙活動、特に、ウェブサイトを利用したメンタルヘルスチェックのシステム運用を行っている。

E P委員会は、ハラスメント防止・対策に関するガイドラインを定め、全学的体制で活動している。

これらの学生の生活支援窓口の利用件数は多く、学生の利用満足度も高い。

このほか、平成18年度文部科学省「キャリアパス多様化促進事業」に採択された「産学協働型OJTを核としたキャリア形成維新プラン」の一環として、「山口大学キャリアパス・マッチング・システム」を開発し、大学院博士課程修了者やポスドク等と民間企業等との就職マッチング活動にも積極的に取り組んでいる。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学において、生活支援に関して特別な支援を必要とする学生は、留学生と障害のある学生である。

留学生に対する生活支援は、主に、留学生センターで担われている。主な支援は、先に記載した学習支援のほか、寄宿舎の提供及び留学生奨学金制度の案内、留学生に関する各種手続きや留学生サークルの案内、日本文化体験講座の開設や各種交流イベントの企画、メールやウェブサイトによる留学生への情報提供、留学生のためのQ&Aの作成等がある。その情報提供は日本語はもちろんのこと、英語、中国語、韓国語でも行われている。このほか、保健管理センターでも英語による相談受付を行っている。各部局で留学生のために配置される指導教員やチューターは、学習支援のみならず、学生生活全般の支援を行っている。さらに、住居等に関するアンケート調査を行い、留学生の生活環境の把握にも努めている。

障害のある学生に対する生活支援は、学習支援も含めて学生生活一般に関して、障害学生修学支援委員会で支援内容が審議され、学生支援部や保健管理センターとの連携の下で支援される。学生による各種相談窓口への相談件数は対象学生数に比して多く、各種支援体制等に関する学生の満足度は「おおむね満足」との評価を受けている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

## 7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

当該大学における学生の経済的支援は、一般学生に対しては学生支援センター、留学生に対しては留学生センターで担われている。

主な支援内容は、奨学金の貸与、入学料・授業料等の免除、学生寄宿舎の貸与、学生アルバイト、学割証等の各種証明書の発行や学生保険等の手続き等に関わるものである。

奨学金の貸与に関わるものは、日本学生支援機構奨学金と民間・地方公共団体が交付する奨学金に分けられ、学士課程では約半数、大学院課程では30%強の学生が利用している。特に、留学生に対するものとして、日本国政府が交付する国費外国人留学生のための奨学金、日本学生支援機構が交付する学習奨励費、当該大学が交付する当該大学在学の留学生のためのYUTAKA奨学金等があり、学士課程で10%程度、大学院課程で25%程度の学生が利用している。さらに、留学生に奨学金を給付する工学部創立50周年記念留学生奨学金、半期の授業料相当分を貸与する医学部保健学科育英奨学金、職業会計人コース所属の学生に貸与する経済学部職業会計人奨学会奨学金がある。

入学料、授業料等の免除等に関わるものとして、当該大学では、入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予、及び寄宿料の免除の各種制度があり、経済的理由、災害等による緊急事態、学業成績優秀(特待生)等に応じてそれぞれ明確な基準が定められている。授業料免除は、特待生(特別待遇学生)を除けば、学士課程で延べ10%強、大学院課程で25%程度の学生が適用を受けている。さらに、大学独自の取組として、学力と人物が特に優秀である者に対して、授業料を半額(平成19年度入学生までは全額)免除する特別待遇学生制度がある。

学生寄宿舎の貸与に関わるものとして、一般学生向けに山口及び宇部の各地区において男子寮1棟及び女子寮1棟を、また、留学生向けに、留学生・研究者用宿舎として、山口及び宇部地区に国際交流会館を貸与している。全体で80%強の利用率である。留学生の民間下宿斡旋においては、留学生の要請に応じて財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償への加入を前提に、当該大学が連帯保証人になる連帯保証人制度を実施している。

学生アルバイトについては、事前にアルバイト先の勤務時間、仕事の内容、就業時間、賃金等をチェックした後、求人票の掲示を行い学生の就学に支障が生じないよう細心の注意を払っている。

これらの経済支援については、刊行物、ウェブサイト、掲示等を通じて学生へ周知するとともに、各種支援窓口がきめ細かく対応している。窓口担当者の感想やアンケート調査から、授業料免除が不許可になった学生を除けば、学生はおおむね満足している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

## 【優れた点】

- 平成18年度文部科学省「キャリアパス多様化促進事業」に「産学協働型OJTを核としたキャリア形成維新プラン」が採択され、その一環として、「山口大学キャリアパス・マッチング・システム」を開発して、大学院博士課程修了者やポストドクター等と民間企業等との就職マッチング活動に積極的に取り組んでいる。
- 留学生の生活支援として、ウェブ等による情報提供を日本語以外に3か国語で行っている。

**基準8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準8を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、吉田地区、常盤地区、小串地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は吉田地区 433,377 m<sup>2</sup>、常盤地区 134,489 m<sup>2</sup>、小串地区 108,646 m<sup>2</sup> (計 676,512 m<sup>2</sup>) である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 292,433 m<sup>2</sup> であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。学生1人当たりの校地面積は、約 63 (676,512÷10,643 (平成21年5月1日現在)) m<sup>2</sup> となっている。

教室等の整備状況は、室総数 124 室、総席数 11,416 席、総面積 14,269 m<sup>2</sup> であり、学部学生及び大学院学生 (修士課程) の合計は 10,643 人である。よって、学生1人当たりの面積は、1.3 m<sup>2</sup>/人であり、席数約 1.0 席/人である。平均稼働率は 48% となっている。

附属実験施設等について、吉田地区においては、機器分析実験施設、アイソトープ分析施設、実験動物施設が、常盤地区においては、機械・資源・土木実習棟、機械実習棟、高電圧実験室、そして小串地区においては、遺伝子実験施設、生体分析実験施設 (この2施設は配置図上の「共同研究棟」内に設置)、生命科学実験施設、アイソトープ実験施設 (この2施設は配置図上では「臨床実験施設」として表示) の各棟からなり、教育研究活動の支援を行っている。また、経済学部の附属施設として「商品資料館」を置き、長年にわたって収集してきた主要な産業の商品等を展示し、一般にも公開している。

図書館は、吉田地区 (総合図書館)、常盤地区 (工学部図書館)、小串地区 (医学部図書館) にあり、教育・研究・学習を支援するサービス拠点となっている。

体育施設は、体育館、武道場、陸上競技場、テニスコート、野球場、プール、ラグビー場、サッカー場、ハンドボール場があり、学生数に対して授業を行う上で必要な施設が設置されている。

メディア基盤センターには、吉田センター、常盤センター及び小串センターの3つがあり、すべて情報処理学習のための演習室を備えている。

障害のある学生への生活支援については、大学構内での生活に支障がないように、身障者用トイレ、スロープ、エレベーター、自動ドア等を設置し、バリアフリー環境を整備している。

なお、施設整備等の充実・推進については、当該大学の基本理念に基づき、キャンパス・マスタープランを策定し、施設等の更なる整備を図っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報通信ネットワーク基盤については、「学術情報ネットワーク（SINET）」や山口県のやまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）にも接続し、各キャンパスは最新の高速情報通信ネットワークで結ばれ、建物内、各キャンパス内においても十分な通信速度を実現している。

教育環境としては、e-learning 環境をはじめ各種教育用ソフト、アプリケーションサーバ及び高速計算サービスのためのパソコンクラスター等のサービスを提供している。

共通利用アクセス端末（教育用端末）を全学に 528 台、学生の個人所有のパソコンを学内ネットワークに接続するための情報コンセントを全学に約 6,800 か所設けており、また無線LANの利用も可能であり、情報通信環境は整備されている。

吉田キャンパス、常盤キャンパス、そして小串キャンパスを結ぶ遠隔講義システムが 2 システム稼働しており、TV会議システムも整備されている。

ネットワークの維持管理についてはメディア基盤センターが行っており、情報セキュリティの管理は学内情報セキュリティ組織で行っている。

メディア基盤センターでは、平成 20 年 10 月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証を取得し、その構築・運用に基づく活動を通じて情報セキュリティに配慮するとともに、山口大学情報セキュリティ基本方針に従い、ファイアウォールやメールサーバでのウィルスチェック等を実施している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

各施設等の設置目的については、各施設等の規則に定められており、体育施設や課外活動施設、全学利用施設である国際交流会館及び大学会館、図書館の利用に関する規則は『国立大学法人山口大学規則集』に収録されている。これらのすべてを大学のウェブサイトに掲載している。そのほか、施設等の利用案内は各施設等のウェブサイトに掲載されている。

学生に対しては各種事務手続きのほか、施設の利用案内等を盛り込んだ「学生生活の手引き」をウェブサイトに掲載して周知するとともに、新入生にはCD-ROM版を配付している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、総合図書館（吉田キャンパス）、医学部図書館（小串キャンパス）及び工学部図書館（常盤キャンパス）の 3 館で構成されており、全学の蔵書は平成 21 年 3 月末現在、図書は約 165 万冊（総合図書館：約 130.6 万冊、医学部図書館：約 19.3 万冊、工学部図書館：約 15.1 万冊）、学術雑誌は約 3.1 万タイトル及び視聴覚資料は約 7,200 点となっている。

図書館の利用時間については、原則として休業期を除き土曜日・日曜日も開館しており、年間開館日数は、総合図書館 347 日、医学部図書館 356 日、工学部図書館 347 日となっている。また、開館時間は、通常期平日は全館とも 8 時 30 分から 21 時 45 分、土・日曜日は、総合図書館と工学部図書館が 11 時 15 分から 18 時 45 分、医学部図書館が 9 時 15 分から 16 時 45 分である。なお、通常の開館時間以外に、総合図書館と工学部図書館は教職員と大学院生、医学部図書館は教職員、大学院生及び医学部学生が 24 時間利用可

能となっている。

閲覧スペースには、全学で個席 1,300 席を用意しており、少人数のグループで共同学習ができるブラウジングルームやグループ学習室、パソコンを設置した情報ラウンジも備えている。さらに、学生等が持ち込みパソコンを利用できるよう、無線 LAN 環境や情報コンセントを備え付け、情報ネットワークを利用できる環境を提供している。

図書館の蔵書整備に当たり、学生用資料については、図書館専門委員会にて教育用図書資料選定方針を定め、系統的な資料の整備を図っている。具体的な資料の選定には各学部の教員も携わり、大学の授業に関連した図書や学問分野に必要な基本的な図書を収集している。

学生希望図書についてはウェブサイト上での希望受付も可能となっており、また、学生選定図書ワーキンググループにより、学生の視点に立った図書の収集も行っている。

なお、シラバスに掲載された図書は、平成 16 年度より組織的に整備し、図書館に配架するとともに、逐次更新している。さらに、シラバスと図書館蔵書検索システム(OPAC)を連動させ、シラバス掲載図書の所在が学生に即座にわかるようになっている。

カレントな学術雑誌については、全学で約 4,000 タイトルが冊子体で提供されているが、パソコンから 24 時間自由に利用できる電子ジャーナルは全学問分野にわたり約 1.2 万タイトル(有料契約分)にのぼっており、大学の教育研究を支える不可欠の情報基盤となっている。

また、平成 20 年度には、最も利用頻度の高いエルゼビア・ジャパンの電子ジャーナルバックファイルを導入し、約 2,000 タイトルの電子ジャーナルが創刊号から最新号まで一括利用が可能となった。さらに、これらの大量の電子ジャーナルや様々な文献データベースを効率的に利用するため、電子ジャーナル・文献データベースの横断検索(山口大学学術情報サーチ)及びナビゲーションシステム(山口大学学術情報リンク)を提供するとともに、教職員や学生が自宅や出張先からでも電子ジャーナル・文献データベースを利用できるように利用環境の整備を図っている。

一方、学生が図書館資料や電子ジャーナル・文献データベース等様々な情報資源を有効に活用し学習活動を進められるよう、図書館では、新入生に対する図書館オリエンテーションをはじめ、ゼミ・クラス単位等で学生のニーズに応じた図書館ガイダンスを実施している。

このような図書館蔵書及び情報利用環境の整備等により、平成 20 年度の図書館入館者数は、年間約 48 万人にのぼり、館外貸出冊数は約 9.2 万冊(うち学外利用者約 1,900 冊)、また電子ジャーナルの総アクセス件数は、年間約 34 万件に達している。

今後は、より最適な教育研究環境を提供するために、老朽化及び狭隘化した図書館の施設・設備について、適切な改善計画の下、改修・整備の推進が必要である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- キャンパスが分散していることを考慮し、TV 会議や遠隔講義、e-learning 等対面方式、非対面方式の双方において環境整備が具現化しており、教育の質的充実と学生の学習環境の向上を図っている。
- シラバスに掲載された図書を、平成 16 年度より組織的に整備し、図書館に配架するとともに、シラバスと図書館蔵書検索システム(OPAC)を連動させ、シラバス掲載図書の所在が学生に即座にわ

かるようになっている。

**【改善を要する点】**

- 最適な教育研究環境を提供するために、老朽化及び狭隘化した図書館の施設・設備について、適切な改善計画の下、改修・整備の推進が必要である。

**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該大学では、大学教育機構が学生や授業に関する基本的データを全学的に管理し蓄積している。また、大学評価室が、研究活動や社会貢献活動等に関するデータとともに、ウェブシステム「自己点検評価システム (YUSE)」によって各教員の教育活動全般に関するデータを平成13年度から蓄積している。

大学教育機構の大学教育センターが、医学部を除いて、学生の授業評価と教員の授業評価を連動させた自己点検評価活動のデータを「教育情報システム (IYOCAN)」によって収集している。医学部においては、独自の「医学教育総合電子システム (e-YUME)」を構築してデータの管理収集を行っている。

これらの収集された各種データは、大学や部局における教育の自己点検活動や授業改善のための分析活動等に活用されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員 (教職員及び学生) の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取については、大学教育センターが行う学生授業評価アンケートや医学部の管理する学生・教員双方向の独自教育システム(医学科においては、「医学教育総合電子システム (e-YUME)」、保健学科においては、「医学部保健学科授業支援システム」)を通じて、学習環境等を含めた学生の意見聴取が行われている。

大学教育センターが実施するFD活動の一環として、学生との意見交換会も催されている。

各教育組織においては部局教務委員会等で、また、全学的には教学審議会や教学委員会において、教育活動全般に関わる教職員の意見聴取が行われている。

これらの意見を反映して教育改善につながった代表的なものとして、各種FD研修会の開催や学生の要望による「教員授業点検システム IYOCANの公開システムの創設」等が挙げられる。また、ベストティーチャー賞等の教育功績の顕彰制度が導入されたのも、教職員の意見交換が教育改善にフィードバックされた事例と言える。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学では、平成15年度より、大学教育センター及び部局の連携による「卒業生満足度」調査によって卒業（修了）生の意見聴取を行っており、その分析結果をFD活動へ反映させている。また、就職先企業等を調査対象として、平成19年度に、学生支援センター及び部局の連携による「就職先企業等による卒業生・修了生評価」調査を実施している。

外部有識者をメンバーとする経営協議会においても、学長が大学の主な教育状況を報告するとともに、教育課程の改善のための意見聴取を行っている。経営協議会の学外委員は、共通教育授業科目「知の広場」の学外講師として教育課程を体験できるシステムになっている。

学部・研究科等の部局においても、各部局の就職担当教職員を中心に、就職先企業等の採用担当者との面談や企業訪問の機会を利用して卒業生・修了生の活躍状況について情報収集を行っているほか、部局独自に外部評価や懇談会等を催し、学外関係者の意見聴取を図っている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

当該大学では、個々の教員の授業改善は、医学部以外は「教育情報システム（IYOCAN）」の中で、学生の授業アンケート結果を教員にフィードバックし、それを教員が自己点検を行う形で質の改善を図っている。医学科教員の授業改善は、独自の「医学教育総合電子システム（e-YUME）」を用いて、教員と学生が双方向のコミュニケーションをとる中で質の改善を図っている。

さらに、これらの授業改善活動は、全学的に実施される「教育貢献度評価」とともに組織的に把握され、教育の質の改善につなげられる。これらの活動を通して、個々の教員は授業の自己点検や教材開発等の授業改善に取り組んでいる。

そのほか、特徴ある授業を広報誌『YU Information』（項目：私の授業）で紹介したり、ベストティーチャー賞を受賞した教員の講演会を開催するなど、授業改善を教育の質の向上につなげるための様々な取組を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学のFD活動については、大学教育センターが中心となって全学的な取組を企画するとともに、各部局がそれぞれの教育組織に適った方法で実践している。

大学教育センターの取組としては、「シラバス作成方法」、「ピア・レビューの進め方」、「授業改善ヒント集」などFD活動のガイドラインを示す『山口大学FDハンドブック』の作成や教育活動の質の向上を目的とした各種FD研修会を企画している。

各部局では、これらの全学的取組を活用しながら、独自のFD活動を展開している。なお、これらの取組は、当該大学のFD報告書として毎年度取りまとめられている。

全学FD活動や部局FD活動は、学生・教職員による授業評価や各種FD研修会での議論等を反映して実施され、その重要性の認識とともに、学生・教職員のFD活動への参加は年々上昇している。

これらの取組は、さらに、グラデュエーション・ポリシーを核とし、「学部FD活動の実質化」、「教育

コーディネーターの配置」、「構成員一体となった全学FD」、「オンライン知の広場の開設」、「教育改善サポートシステムの開発」を総合的にコーディネートする教育改善実質化計画（平成20年度文部科学省教育GP採択）の策定に発展している。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

当該大学における教育支援者あるいは教育補助者としては、技術職員、教育関係業務を担う教職員、TAが考えられる。

技術職員に関しては、その技術力の向上やニーズの把握を目的として、技術職員の研修委員会と総務部人事課が職員研修の実施や学外の各種研修会等への派遣を行っている。また、これらの活動記録を『山口大学技術部技術報告集』として刊行している。

学生関係職員に関しては、学生への対応・指導のスキル向上とニーズの把握を目的に、学生支援部が2年おきにスタッフ・ディベロップメント研修を実施している。特に、平成18、19年度には、留学生業務・就職業務に携わる職員の資質向上を目的として、「外国人留学生就職ガイダンス及び担当者との意見交換会」を開催している。

大学教育センターの専任教員は、通常授業活動に加え、教育業務の質の向上を目指して当該大学発刊の教育論文集『大学教育』への寄稿活動にも取り組んでいる。

TAについては、TA業務の理解やTAの教育的効果を高めることを目的に、大学教育センターが共通教育科目担当のTAを対象に、共通教育TA研修会を実施している。また、TAを採用するすべての教員がTA業務の事後報告書を作成する一方、TAが事後アンケートを作成して教育効果やTAのニーズの把握を図っている。そのほか、TA業務の改善を目的に、TA学生と教員との意見交換会も開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 個々の教員の授業改善を、「教育情報システム（IYOCAN）」、あるいは「医学教育総合電子システム（e-YUME）」を用いて、教員と学生が双方向のコミュニケーションをとる中で授業内容、教材、教授方法等の質の改善を図っている。
- 経営協議会の学外委員が、当該大学共通教育授業科目「知の広場」の学外講師として講義を行っている。

## 基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

### 【評価結果】

基準 10 を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 51,175,925 千円、流動資産 15,249,033 千円であり、資産合計 66,424,958 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 22,961,494 千円、流動負債 12,714,109 千円であり、負債合計 35,675,603 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 12,687,111 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、各年度の予算編成方針については、承認を得た後、教育研究評議会及び部局長会議にて学内に

周知を図っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用37,353,712千円、経常収益39,415,287千円、経常利益2,061,575千円、当期総利益2,076,882千円であり、貸借対照表における利益剰余金9,145,875千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度の予算編成方針に基づき作成された学内予算配分案により、経営協議会及び役員会において審議の上、学長が決定している。配分に当たっては、学長のリーダーシップにより、各部局等における独創的・意欲的なプロジェクトに対しての支援、大学として戦略的に推進する研究活動及び特色ある研究組織等に対する支援を中心に重点配分を行っている。

また、教育研究施設・設備の整備のうち、施設については施設維持管理経費を学内予算措置し、優先順位の高いものから順に整備を行い、設備については広く学内に周知のうえ公募し、学長・副学長によるヒアリングを行い、予算配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則、監事監査実施細則に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が内部監査規則に基づき監査計画を策定し、実施している。

また、監事、財務担当理事、会計監査人及び監査室の四者による協議会を毎年開催し、当該大学の運営等の状況に関する情報の共有を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の全学的管理運営組織としては、国立大学法人法に基づき設置する役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議があり、これを学内主要会議と位置付けている。

役員会は当該大学の管理運営に係る重要事項の意思決定をし、教育研究評議会は教育研究に係る重要事項を、経営協議会は経営に係る重要事項を審議している。役員会及び教育研究評議会は原則として月 1 回、経営協議会は年 4、5 回のペースで開催している。

学長の下に、6 人の副学長（うち 4 人は常勤理事）と学長特別補佐若干名を配置し、その下に各種委員会等を設置している。

執行部と各部局間の連絡調整を図る組織として「部局長会議」を、3 機構（大学教育機構、産学公連携・イノベーション推進機構及び大学情報機構）間の連携を図る「3 機構連絡会」を設置している。

各種企画の部局間調整を行う「企画調整会議」、執行部間の意見調整を行う「副学長連絡会」及び事務組織間の意見調整を図る「事務連絡協議会」を設置している。部局長会議、3 機構連絡会、企画調整会議、事務連絡協議会は月に 1 回、副学長連絡会は週に 1 回のペースで開催し、大学の運営を円滑に進めることに配慮している。

事務組織については、監査室、総合企画部のほか、事務局として学生支援部、学術研究部、情報環境部、総務部、財務部、施設環境部、さらに、各学部にも事務部を置き、それぞれの事務分掌を明確に定めている。

事務職員総数は、教員総数 900 人に対し、360 人（平成 21 年 5 月 1 日現在）であり、規模や機能に応じて、人員を各部局に配置している。

当該大学の危機管理については、「国立大学法人山口大学危機管理指針」を定め、災害等の危機発生時には、これに沿って危機管理対策本部が設置される。危機管理マニュアルについては、全学的な「国立大学法人山口大学危機管理基本マニュアル（案）」を現在策定している。

倫理規程については、「国立大学法人山口大学役員及び職員倫理規則」に職員の倫理規定を、「国立大学法人山口大学研究者倫理綱領」等に研究者の倫理規定を定め、さらに、利益相反や生命倫理にも適切に対応している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、管理運営の主要会議である役員会、教育研究評議会、経営協議会及び部局との連絡調整の主要会議である部局長会議の議長を務めるほか、企画調整会議、副学長連絡会にも出席し、学長の意思を主要会議に反映させている。

学長は、大学機能の重要部門である「総務企画」、「人事労務」、「財務施設」、「教育学生」、「学術研究」、「学術情報」及びそれぞれの所管する各種委員会や全学教育研究施設を統括する6人の副学長を指揮するほか、学長直属の学長特別補佐を置き、当該大学の重要事項である「大学評価」、「国際・社会連携」、「医学部附属病院」に係る事項を担当させている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

構成員や学外関係者の教育活動に係るニーズの把握及びその管理運営への反映については、基準7（学生のニーズ）や基準9（構成員や学外関係者のニーズ）の中で記載したとおりであるが、そのほか管理運営全般に係るニーズの把握に関しては、以下のような取組が行われている。

全構成員に対して、学長自らの意思を伝える「メールマガジン」を配信するとともに、構成員と直接意見交換をする場として、「コーヒアワー」を設けている。

また、各種委員会、教授会等で意見集約をする部局長を構成員とする「部局長会議」を通じて教員のニーズを把握し、さらに、「事務連絡協議会」等を通じて事務職員のニーズを把握し、大学運営に反映している。

ニーズを反映した代表的な例として、「功績賞」や「グッドアイデア賞」等、教職員の顕彰制度の創設が挙げられる。この制度は、教育のみならず業務一般の改善を目的とする提案を教職員自らが学長に行い、特に優れた提案が学長の顕彰を受け業務改善に活かされるといえるものである。

外部有識者が加わる「経営協議会」においては、当該大学の経営に係ることだけでなく、管理運営一般に関して学外ニーズの把握及び大学運営への反映を図っている。

卒業（修了）生満足度調査においても、教育活動以外に学生生活一般の項目を設定して学生ニーズの把握に努めている。

また、各部局においても、外部評価を行い、その評価結果を部局運営に反映させる取組を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、常勤1人、非常勤1人の監事を置き、監査規則「国立大学法人山口大学監事監査規則」及び監査要領「国立大学法人山口大学監事監査実施細則」に則り監査を行っている。

監査は、当該法人の業務及び会計に対して書面及び実地をもって行っており、監事は役員、副学長、学部長及び研究科長とのヒアリング、当該大学の主要会議への出席、重要書類の閲覧等を実施している。

監事は、監査終了後、監査結果をウェブサイト「監査だより」で学内に公開するとともに、年度終了後、

「監査報告書」を学長に提出し、指摘事項について改善を求めている。また、大学ウェブサイトを通じて、監事報告書を学内外に公表している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学では、管理運営に関わる職員をはじめ教職員の資質向上のため、役職、職種等に応じ、階層別研修、専門研修、スキルアップ研修を実施している。また、他機関が主催する各種研修等にも職員を積極的に参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の将来像に関して、「明日の山口大学ビジョン」を定め、ビジョンを実現するための中長期的な大学の運営方針を示すとともに、中期目標において、業務運営の改善及び効率化に関する目標を定めている。

これらの方針を踏まえ、関連の学内規則を定め、管理運営に関わる学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐等のほか、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議の委員についても、その責務、権限、選考等を関係規則で規定している。

また、学部等の管理運営に関わる学部長、副学部長、研究科長の職務や選考、教授会、研究科委員会等の構成員についても関係規則により規定している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

教職員は、大学ウェブサイトから、「目的や業務に係る情報」、「主要会議や学内委員会の情報」、「各種自己点検評価の情報」、「授業に係る情報」、「部局活動に係る情報」等、大学活動の各種情報を適宜閲覧し活用することができる。

「自己点検評価システム（YUSE）」では、教育、研究、大学運営、社会貢献等に関わる教員活動データを、毎年度、収集・蓄積し、学内外に公開している。

「教職員ポータル」には、「教育研究評議会」や「部局長会議」など学内委員会の情報や学内活動の基礎統計資料等が収められている。

各部局では、教員活動データを部局活動の現状分析や自己点検評価書の作成等に活用している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学において、大学活動の総合的な状況について自己点検・評価を行っている取組としては、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会による法人評価（中期計画の達成度評価及び毎年度の業務実績評価）と大学評価室が行う自己点検評価が挙げられる。

法人評価は、中期計画及び年度計画に基づいた当該大学の活動実績に対する評価であり、その評価結果を大学ウェブサイトを通じて学内外に公表している。

大学評価室が行う自己点検・評価は、教育・研究の質の向上を目的とした「全学的自己点検評価実施要領」に従って、教員に対する「全般的活動評価」、「教育貢献度評価」、「研究水準評価」、及び組織に対する「組織を単位とする全学的自己点検評価」を実施している。

「全般的活動評価」と「教育貢献度評価」は教員活動データ（「自己点検評価システム（YUSE）」、「教育情報システム」（IYOCAN）等）に、「研究水準評価」は教員が自ら定めた評価基準に基づいて実施し、結果に関しては、それぞれ、前者2つの評価は学内に、そして、後者は学内外に評価概要を公表している。また、「組織を単位とする全学的自己点検評価」は、法人評価「現況調査表」の趣旨に沿って自己点検・評価を行い、評価概要を学内外に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

法人評価においては、毎年度の業務の実績に関する報告書を学外委員が構成員として加わっている経営協議会の審議に付すとともに、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

部局においても、工学部や理学部地球圏システム科学科ではJ A B E E（日本技術者教育認定機構）認定に伴う外部評価を受けている。特に、理学部地球圏システム科学科では外部アドバイザー委員会を設置して定期的に検証を行っている。そのほか、東アジア研究科、技術経営研究科、医学部附属病院でも、それぞれの特色に応じた外部評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

教員に対する「全般的活動評価」では、各教員の自己評価に基づき所属部局長が各教員の教育、研究、大学運営、社会貢献等における活動の点検・評価を行い、必要に応じて教員を適宜指導するとともに、部局の評価結果を取りまとめ学長へ報告している。

また、国立大学法人評価委員会による法人評価の中で指摘された事項等に対しても、例えば、経営協議会の学外委員を9人から10人に増員するなど、学外からの意見も取り入れながら改善の取組を順次行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学のウェブサイトには、学部・研究科の教育研究情報をはじめ、施設情報、学生生活情報、入試情報等、大学の活動に関連する様々な情報が収録されている。

トップページは、「目的別目次」と「対象者別目次」に分かれ、訪問者にとって取得したい情報がわかりやすいようになっているとともに、最新ニュース、トピック、イベント等はほぼ毎週更新されている。また、教職員のプロフィールや教員の活動業績を検索するシステム（「人・知・技」、学術機関リポジトリ「YUNOCA」）を掲載している。

下層ページには、教育組織の情報、授業活動の情報、自己点検・評価活動及び評価結果の情報、情報公開に係るコンテンツ等が配置され、大学の総合的な活動状況が閲覧できるようになっている。

そのほか、社会への情報発信として、広報誌『YU Information』、『宅配便 山口大学』や自己点検評価報告書等が刊行されている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 大学名 山口大学
- (2) 所在地 山口県山口市(吉田キャンパス)  
山口県宇部市(小串, 常盤キャンパス)
- (3) 学部等の構成  
学 部：人文学部, 教育学部, 経済学部, 理学部,  
医学部, 工学部, 農学部  
研究科：人文科学研究科, 教育学研究科, 経済学  
研究科, 医学系研究科, 理工学研究科,  
農学研究科, 東アジア研究科, 技術経  
営研究科, 連合獣医学研究科  
関連施設：大学教育機構（大学教育センター, ア  
ドミッションセンター, 学生支援セ  
ンター, 保健管理センター, 留学生  
センター）, 産学公連携・イノベー  
ション推進機構（産学公連携支援部  
門, イノベーション支援部門, 知的  
財産部門）, 大学情報機構（図書館,  
メディア基盤センター, 埋蔵文化財  
資料館）, 総合科学実験センター,  
時間学研究所, 大学評価室, エクス  
テンションセンター
- (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）  
学生数：学部 8,967人, 大学院 1,676人  
専任教員数：868人(長期海外渡航者等を除く)  
助手数：12人

### 2 特徴

本学は、本州西端の山口県の県庁所在地である山口市（人口約19万人）の吉田キャンパスに人文学部, 教育学部, 経済学部, 理学部及び農学部を, 瀬戸内海沿岸地域で有数の工業地帯である宇部市（人口約18万人）に医学部・医学部附属病院（小串キャンパス）及び工学部（常盤キャンパス）を設置しており, 3つのキャンパスからなる。また, 歴史的にも, 1815年（文化12年）, 長州藩士・上田鳳陽によって創設された私塾・山口講堂を前身とし, 明治・大正期の学制を経て, 1949年（昭和24年）には, 平和と繁栄を願い, 地域における高等教育及び学問研究の中核たる新制大学として創設された, 約200年の歴史と伝統を有する山口県唯一の国立大学法人が設置する総合大学である。

このような地理的条件と歴史的背景の下に, 本学は活

発な教育研究活動及び社会貢献活動を展開している。理念の「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」は, 広く世界に目を向けた明治維新の志士達の精神を受け継いだもので, この理念の下, 本学の学士課程では, 幅広いリベラルアーツと世界に目を向けた協調と融和の人間力及び自主独立の精神を涵養する教育を行っている。また, 大学院課程では, 本学の研究活動を通して, 学士課程で涵養された精神と見識をより深化させ, それぞれの領域において国際社会や地域社会に広く貢献する人材の育成教育を行っている。

人文科学研究科における, 山口の伝統と歴史を探る「やまぐち学」や異文化研究を目的とした「異文化交流プロジェクト」, また, 教育学研究科における, 地域の教員と本学の学生・教員が一体となった地域教育の実践研究は, ともに本学の特徴を表す教育研究活動である。また, 経済学研究科では, 東亜経済研究所を有し, 地政学的に近い東アジアを初めとする世界や地域に目を向けた活発な教育研究活動が展開されている。特に, 上記文系分野から, 東アジアをテーマに編成された東アジア研究科は, 国内でも数少ない特徴的な研究科である。

また, 山口県の地域医療を担う附属病院を擁する医学系研究科は, 県下への医療関係者供給の使命とともに, 理工学分野と融合した専攻を有し, 医療機器の開発等, 応用分子生命科学分野等の特徴的な教育研究活動も展開している。また, 瀬戸内海沿岸有数の工業地帯である宇部市に位置する工学部と山口市に位置する理学部を母体とする理工学研究科は, 基礎と応用の融合を図るとともに, 活発な産学公連携を展開する教育研究活動を行っている。特に, 技術経営分野の専門職大学院である技術経営研究科は, 北九州及び広島の2地区にサテライト教室を持ち, 西日本の技術経営分野で指導的な役割の一翼を担っている。また, 本学, 鳥取大学, 宮崎大学及び鹿児島大学で構成する連合獣医学研究科は, 西日本の獣医学の拠点として, また, 農学研究科は, 海外技術協力事業の微生物分野の拠点として, 様々な教育研究活動や社会貢献活動を展開している。

これら特徴ある本学の教育研究組織を3つの機構「大学教育機構」, 「産学公連携・イノベーション推進機構」及び「大学情報機構」が, 各教育研究組織と連携して, その活発な活動を支えている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

山口大学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」であることを理念に、地域の基幹総合大学および世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究および社会活動とそれらの成果に立脚した教育の実践を最大の使命に掲げ、以下の基本的な目標の達成をめざしている。

1. 目標、能力に応じて学ぶ楽しさを発見できる共通教育と、実践的チャレンジ精神で世界に通用する個性豊かなオンリーワンをはぐくむ専門学部教育及び大学院教育のために、学ぶ人の視点に立ったカリキュラム、指導、支援体制を構築する。
2. 不断の点検と評価を基礎に、本学の特色・個性から芽生えてくる研究を発見し、開拓するとともに、世界水準の独創的研究を大学全体として戦略的にはぐくみ、研究心あふれた新たな知の拠点をかたちにしていく。
3. 社会貢献をかたちにするために、研究活動の成果を知的財産として地域社会の発展に活用し、地域の知的活動の活性化に努めるとともに、東アジアや世界の発展に貢献する人的・知的交流活動の充実に努める。

また、これらの使命を達成するために、学生を含めた構成員の一人ひとりが自らの意欲と能力を十二分に発揮するとともに、学長を中心に一体となって、社会に対する説明責任と自主・自立の経営責任を果たしつつ、不断の自己点検と業務運営改善に基づき、自己革新に努めていくことを心構えとしている。

これらの基本的な考え方の中で、学士課程では、

- (i) 地域社会や国際社会で活躍する人材の育成、(ii) 人間力と問題解決力を培う学士課程教育の充実、(iii) 時代の変化に柔軟に対応できる教育環境及び教育方法の改善

を、また、大学院課程では、

- (iv) 専門性と社会性を育む大学院教育の充実、(v) 国際性豊かな大学院教育の推進、(vi) 地域の基幹総合大学としての特徴を生かした特色ある大学院教育の再構築

を本学の教育実践の基本的方針として掲げ、以下の人材育成を「達成しようとする基本的成果」としている。

1. 創造性豊かで幅広い視野と柔軟な発想とともに、専門性を備え、リーダーシップを発揮でき、かつ人間力に富み地域社会と国際社会で活躍できる人材
2. 課題探求力と豊かな英語力などによるコミュニケーション能力や国際理解力を備えた人材
3. 公正・平等・友愛の精神に富む人材

(以上、学士課程教育)

4. 世界で活躍する高度な人材
5. 地域社会や国際社会の要請に応え、文化の発展に寄与する人材
6. 地域のリーダーとして活躍できる高度専門職業人と研究者

(以上、大学院課程教育)

また、山口大学では、これらの教育実践の背景となる研究活動や社会貢献活動の基本的方針として以下を掲げている。

### (研究活動)

専門分野での学問深化と、分野間の協力で行う総合的な研究によって、人間、社会、自然などの総合的な理解を進める研究、課題を解決する研究、新たな価値創造を目指す研究を推進する。そのために、自己変革を繰り返しながら戦略的な取り組みを展開し、特徴ある教育研究拠点形成やイノベーション創出機能の強化などを実現するとともに、研究基盤を継続的に強化して多様な研究を促進し、「知の重層的なストック（蓄積）」を形成し、社会と大学との「バリュー・チェーン（価値連鎖）」の形成を目指す。さらに、研究推進の取組と研究評価にもとづく改善を積み重ねることにより、研究において「複数の強みが連続的に生まれる大学」を目指す。

### (社会連携活動)

資質の高い教員や優れた医療人材など、様々な社会で活躍できる人材の養成・育成に加え、研究における国際連携の強化、高度先進医療の地域への提供、生涯学習及び産学連携など、教育、研究、医療、文化及び経済の各方面から、地域社会や国際社会との連携を軸に据えた活動を発展させる。また、地域の基幹総合大学として、アジア・太平洋圏において独自の特徴をもつ大学に進化することにより、教育・研究の成果を広く社会に提供するとともに、地域社会や国際社会との連携をかたちにし、社会の発展に寄与することを目指す。

(以上、「明日の山口大学ビジョン」より)

**(学部・研究科等ごとの目的)****1. 学士課程の目的**

本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

**(人文学部)**

本学部は、人間及び社会の営み並びに文化の本質を理解することにより、豊かな人間性を持ち、自らの課題を発見・探求し、それを的確に表現できる人材を育成することを目的とする。

**(教育学部)**

本学部は、学校教育及び社会の様々な分野において、教育の素養をもって貢献できる人材を養成するとともに、教育に関わる課題について広範な科学領域から研究することを目的とする。

**(経済学部)**

本学部は、自ら問いを見だし、解決の方策を探求する能力及び意欲を持ち、世界及び社会に貢献し得る実践的経済人を育成することを目的とする。

**(理学部)**

本学部は、自然科学諸分野の教育研究を通して、幅広い教養及び自然科学分野の専門知識を修得し、論理的思考力及び柔軟な発想力を持ち、広い視点をもって、社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

**(医学部)**

本学部は、医学・医療の専門的知識及び技術の教授並びに豊かな人間性を涵養する教育を行い、人類の健康の増進に資する研究を推進し、社会・時代のニーズに応える高度な知識及び技量を「発見し」、「はぐくみ」、「かたちにする」人材を育成することを目的とする。

**(工学部)**

本学部は、学際的な教養並びに地球環境及び生産物に対する倫理観を持つ人材を育て、国際的に通用する技術者として社会に送り出すことを目的とする。

**(農学部)**

本学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 農学・生命科学及び獣医学に関わる基礎知識並びにこれらの分野に必要な研究能力の獲得を通して、理解力、創造力及び問題解決力を養うための教育を行う。
  - (2) 生命と環境の相互関係を把握し、その将来あるべき姿を考える能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成する。
  - (3) 農学・生命科学及び獣医学分野で先導的な研究発信を行い、学術の進歩及び社会の発展に貢献する。
- (以上、学則及び各学部規則より)

**2. 大学院課程の目的**

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

**(人文科学研究科)**

人文科学研究科は、人文科学全域及び専攻分野の研究を深化させ、高度専門職業を担うにふさわしい学識の涵養を目的とする。

**(教育学研究科)**

研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 学校及び地域における教育課題に応じて、高い資質を有する学校教員及び地域社会の教育文化に貢献できる人材を育成する。
- (2) 学校及び地域社会の研究拠点として、関連諸科学と連携した統合的な教育文化の発展に貢献する。
- (3) 学術・教育・文化の交流拠点として、教育資源を広く地域に向けて開放し、地域社会の発展に寄与する。

**(経済学研究科)**

経済学研究科は、経済、経営、法律、観光等の社会科学の分野における高水準の教育研究を行うとともに、当該分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。

**(医学系研究科)**

本研究科は、医学・生命科学領域において、時代にあった社会のニーズに対応するため、専門的な知識・技術並びに豊かな人間性及び高度な倫理観を培うとともに、学際的連携を通して健康の増進及び医学・生命科学の発展に世界的に貢献できる人材を育成することを目的とする。

**(理工学研究科)**

本研究科は、理学及び工学の専攻分野における高度な教育研究を行い、当該分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。

**(農学研究科)**

農学研究科は、総合的な基礎力に基づいた高度な専門知識と能力を備えた、豊かな人間性を持つ研究者、技術者を養成することを目的とするとともに、生物機能の開発・応用に関する技術を発展させつつ、各種資源と自然環境の保全・再生との調和を図り、豊かな社会の形成に貢献することを目的とする。

**(東アジア研究科)**

研究科は、東アジアを深く理解し敬愛する指導的・高度専門職業人を養成することを目的とする。

**(技術経営研究科〔専門職大学院課程〕)**

本研究科は、科学技術及び企業経営の普遍的原理並びに最新の知識を統合し、イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い、もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し、自身の課題並びに地域及び地球規模での資源の最適利用を考え、判断する能力を持つ人材を養成することを目的とする。

**(連合獣医学研究科)**

研究科は、獣医学に関する高度の専門的能力と豊かな学識を備え、かつ、柔軟な思考力と広い視野を持って、社会の多様な方面で活躍できる高級技術者及び独創的な研究をなし得る研究者を養成することにより、学術の進歩及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(以上、大学院学則及び各研究科規則より)

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準 1 大学の目的

本学では、基本的理念として、「発見し・はぐくみ・かたちにする知の広場の創造」、「共同・共育・共有精神の涵養」、「公正・平等・友愛の尊重」を、また、教育における人材育成の目標として、「専門性と社会性の育成」、「自己啓発・自己研鑽・自己管理の徹底」、「知識社会に応える能力の醸成」を、研究の目標及び本学の果たすべき責務とともに山口大学憲章に掲げている。また、大学及び大学院教育における本学の基本的目的として、それらの精神を学則及び各学部・研究科規則に規定するとともに、それぞれの教育課程における達成しようとする基本的成果をグラデュエーション・ポリシーとして具体的に定め、これらの実現のための目標として「明日の山口大学ビジョン」を明確な形で掲げている。これらに掲げられている内容は、学校教育法第 83 条及び第 99 条に規定された大学及び大学院一般に求められる目的にも適っている。

また、本学の目的等の構成員への周知及び社会への公表のために、学生オリエンテーション・職員研修の実施や大学ホームページへの目的掲載などの定期的な取り組みを行っているほか、それらの浸透のために、教務手帳への教育目的の掲載、学長挨拶・学長メールマガジンなど Web 活用による意思伝達や教育理念の標語化、英語版ホームページの作成などの様々な取り組みを積極的に行っている。

以上により、本学における目的等の策定及びその周知・公表に関しては、適切な取り組みが行われていると言える。

#### 基準 2 教育研究組織（実施体制）

前身を山口講堂（1815 年設立）に遡る本学は、明治維新発祥の地として「挑戦と変革の精神」を受け継ぎ、地域の基幹総合大学として、幅広い教育・研究を通じた人材育成と地域に根ざした社会連携を目指している。このような視点から、本学の学士課程は、人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部の 7 学部 23 学科・6 課程、学生総収容定員 7,980 名から構成され、総合大学として幅広い専門領域を有しているとともに、教養教育課程は、全学出動体制のもと、初期教育、外国語教育、一般教養教育、専門基礎教育の系列に区分され、合計 75 授業科目から幅広い教養を学習することができるように編成されている。また、大学院課程は、専門性と社会性を持つ人材育成とともに、産業界や地域に開かれ、さらに、国際性豊かな特色ある教育研究組織を目指し、人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科、連合獣医学研究科の 9 研究科 33 専攻、学生総収容定員 1,466 名から構成され、特に、東アジア地域での国際性を活かす東アジア研究科、産業界におけるイノベーション創出を目指した技術経営研究科、西日本地域における獣医学の基幹的な役割を担う連合獣医学研究科、医学と工学が融合した応用医工学系専攻や分子生命科学を基盤に医学、工学、理学、農学分野が連携した応用分子生命科学系専攻を有する医学系研究科、環境分野の教育研究を行う環境共生系専攻を有する理工学研究科など特色ある組織を有している。

また、これらの教育研究組織の円滑な教育活動のために、教育学部、医学部、工学部、農学部に大学設置基準第 39 条に基づく附属施設を置くとともに、各学部や大学院研究科に教授会あるいは研究科委員会を置き、さらには、全学の教育活動の運営及びその実施のための教学審議会、教学委員会及び大学教育センターを設置している。

したがって、本学の教育研究体制は、総合大学としての幅広い組織編制であるとともに、目指すべき目的に沿った特色ある教育研究組織を有し、また、教授会や教学審議会など、教育活動を円滑に進めるための運営体制が適切に整備され機能していると言える。

### 基準3 教員及び教育支援者

本学では、「明日の山口大学ビジョン」の中で、目指す組織として「全学的な人材活用と教員の重点的配置によって、教育現場の変化や学問の進展に応じて、教員の教育能力を開発し教育の質を保証する柔軟な組織」を掲げ、中長期的な教員配置計画を策定している。各教育組織は組織ごとに独立した運営体制を持ち、各教員の責任の下で、教育課程を遂行するための責任体制を明確にしている。

教育課程は、大学院課程の一部の専攻において一時的に研究指導教員数が不足していることを除いて、大学設置基準等を満たし、質と量の面で、各教育課程に必要な教員が確保され、授業担当及び研究指導の体制が整備されている。

また、教員組織の構成についても、年齢構成等が著しく偏っている状況にはなく、さらなる組織の活性化の方策として、「学長運用ポスト」の創設、教員採用における公募制の推進や任期制の導入、優秀教員の顕彰制度、予算の傾斜配分、客員教授の積極登用など様々な取り組みが行われている。その一方で、明確な選考基準のもと、本学の目的に沿う質の高い人材の確保を目指す教員選考を行うとともに、自己点検評価活動を積極的に進め、教員自身の点検評価の浸透を図っている。

また、本学の教員組織は、組織間の壁を越えた研究活動を目指し、大学院教育組織においても、東アジア研究科、医学系研究科応用医工学系専攻など教育研究目的に沿った特長ある組織間融合を実現している。このような背景の下で、本学の教員は研究活動を反映した教育活動を行っている。

また、本学の学生や教員の教育に係る基盤的活動を支えるために、教育支援組織として各種教育実施組織に対応して適切な事務組織を配置するとともに、コーディネーター、カウンセラー、技術職員等の専門職員を必要な部署に配置している。また、授業活動の補助として、大学院生のティーチングアシスタントも積極的に活用している。

以上より、本学は、教育目的に沿った明確な方針の下で、活発な教員組織の構築を目指すとともに、それを構成する教員の質の向上及びその教育補助者の適切な活用を図っていると判断できる。

### 基準4 学生の受入

本学の学生受入れでは、学士課程において「学習意欲や興味が旺盛でチャレンジ精神が高く、明確な目的意識のもと自分の考えを論理的に自己表現できる人」を、また大学院課程において「高度な理論的・実践的研究に意欲を持ち、豊かな人間性と高度な倫理性及び社会性のもとでその研究成果を実践応用できる人」をアドミッションポリシーとして掲げている。さらに、学士課程では一般選抜の他、推薦入試、A0入試、帰国生徒入試、社会人入試、私費外国人入試、医学部医学科の3年次学士編入学A0入試、また大学院課程でも一般選抜の他、社会人特別選抜、(渡日前)外国人留学生特別選抜、学部3年生を対象とする選抜など多種多様な選抜方式を採用して幅広く人材を求めている。特に、全学体制で行う5学部のA0入試及び医学部医学科が行う医学士以外の学士の学位を持つ者を対象とする3年次学士編入学A0入試は、独自のアドミッションポリシーを掲げ、選抜方法にも模擬授業や施設見学等を組み合わせるなど特色ある選抜方式を採用している。また、医学部の推薦入試のように、地域枠や緊急医師確保対策枠を設け、最近の医師不足を反映した選抜方式も取り入れている。

本学の入学者選抜は、公正な実施マニュアルの下、本学の「入学者選抜実施規則」に従って実施されているとともに、その実施体制については、全学体制の下、アドミッションセンター及び入試委員会がその実施に関わる様々な事項について協議し万全の実施を図っている。

入学者選抜の現況について、志願者数では、学部及び研究科において入学定員を上回っているが、募集単位ごとの実入学者数では、募集定員を大幅に上回るあるいは下回る部局が見受けられ、現在、大学執行部のリーダーシップの下で、これらの是正も含めて本学の目標「明日の山口大学ビジョン」の実現に向けて全学的な検討を開始している。

以上により、本学の学生受け入れについては、アドミッションポリシーが適切に策定され、入学者選抜の実施体制が適切に機能している一方、入学定員に対する実入学者数の現況において解決すべき課題があると判断できる。

## 基準5 教育内容及び方法

本学の学士課程は、その編成方針を「教育上の目的を達成するために、専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう体系的に編成する」と学則に定め、教養教育及び専門教育を各教育課程（学部・学科等）の目的やグラデュエーション・ポリシーに基づくカリキュラムマップを用いて体系化し、それに沿って授業科目を適切に配置している。さらに、本学の中長期目標「明日の山口大学ビジョン」で、学士課程の充実策として「時代の変化に柔軟に対応できる教育環境の実現」を掲げ、「修業年限の弾力化」や「既修得単位の認定」などを制度化しているほか、国内外の他大学との履修協定や学術交流協定を通じた単位互換、企業等とのインターンシップ、TOEIC 履修や海外語学研修による国際化、外国人留学生のための日本語教育の充実などを積極的に進め、社会情勢や学術動向等の教育課程への反映を図っている。また、文部科学省の大学教育改革支援プログラム等を積極的に活用して、特色ある教育課程の構築にも努めている。特に、「TOEICを活用した英語教育」、「ちゃぶ台方式による協働研修システム」、「総合電子システムを活用した医学教育の改善」、「工学系数学基礎学力の評価と保証」は円滑な教育を推進する仕組みとして、また、「知的財産教育の推進」は新しい授業内容や教材の提供として、それぞれ、教育課程の中で有効に活用されている。また、基礎学力不足の学生に対して、実践英語や数学の学習に段階的履修や能力別履修を導入したり、学習相談室を開設したりしているほか、一般学生の自主学習のために、図書館の夜間・土日の開館や部局による学習施設の開放など様々な取り組みを行っている。

大学院課程では、その教育研究方針を、博士課程においては「専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする」と、また、修士課程においては「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする」と大学院学則に定め、大学院教育を各教育課程（研究科・専攻）の目的やグラデュエーション・ポリシーに基づいて体系化し、その体系に沿って授業科目を適切に配置している。さらに、「明日の山口大学ビジョン」の中に大学院教育の充実を掲げ、学士課程に準じた制度化のほか、海外学生派遣制度や産学公連携を通じた学生の研究開発支援や事業化支援を行うとともに、さらには、文部科学省の大学院教育改革支援プログラム等の積極的な活用によって、学生ニーズや社会動向等に配慮した教育課程の特色ある充実に努めている。特に、「医工融合実践教育プログラム」では、従来の枠を超えた医学と工学の融合型教育を実現し、「大学院コースによる臨床研究支援人材の養成」では、大学院生を含めた医療関係者の卒後人材育成を目指した教育社会連携を実施している。また、「ちゃぶ台型ネットによる理科教育支援計画」は、学士課程の「ちゃぶ台方式による協働研修システム」を活用して、理科教育における具体的課題の解決をネットワーク方式で図るものであり、現職教員・大学教員・学生（院生、学部生）の協働による問題解決型教育システムとして特色ある取り組みである。

また、大学院課程における学生の研究指導に関しては、本学教育に関連する研究基本方針「研究を通じた教育・人材育成が大学の重要使命であることを認識して、研究活動に裏付けられた豊かな教育を行う」に基づいて、大学院学則等において「指導教員」を明確に位置付け、さらに、複数の教員が研究指導に関わる体制をとるとともに、ティーチングアシスタントなどを積極的に活用して、学生の教育的機能訓練を通じた能力育成も行っている。

本学におけるこれら全ての教育課程では、全学的な「修学支援システム」を用いて、休講・補講の通知、成績通知、履修登録などのほか、授業科目のWeb シラバスも提供している。Web シラバスは、授業目標や授業計

画などのほか、特に、到達目標が観点別に整理され学習目的や成績評価の仕方が明確に判るように構成されている。また、授業科目の成績評価基準、卒業・修了認定基準、学位授与基準を学則や大学院学則等で明確に定め、教授会等で適正な判定を行う一方、「履修科目の登録の上限設定」や「成績優秀者に対する顕彰制度や特待生制度の設置」などの施策によって単位の実質化を図るとともに、成績評価に対する学生の異議申立てに応える適切な体制の構築によって成績評価の正確性を担保するなど、実質的な教育の充実に努めている。

さらに、経営系専門職大学院である本学大学院修士課程の技術経営研究科（MOT）は、教育課程に係る独自の編成方針「科学技術と企業経営を統合してイノベーションを創出するマネジメントの研究をもって、学際的な知識や倫理観に立脚しつつ社会での資源の最適利用を考える能力を持つ人材の育成」を掲げ、明確な履修モデルとともに授業科目を体系化している。社会人学生の多いその教育課程では、授業内容にビジネス界が要請する事項を取り入れ、また、教育方法においても、宇部、北九州、広島 の 3 地区で開講して学生の履修に配慮するとともに、少人数かつケース教材を活用したグループ発表・討論、演習等を取り入れた双方向型の実践的教育を展開している。また、「履修科目の登録の上限」や「特別課題研究における教員 1 人あたりの指導学生の上限」を設定して単位の実質化を図るとともに、大学院教育改革支援プログラム等を積極的に活用して、「ALD テクノロジーを活用した教育プログラムの開発実践」や「大学間の MOT 協議会の設立による技術経営のコアカリキュラムの開発」など、その教育課程の充実に向けて取り組んでいる。

以上の状況から、本学の学部及び大学院は、大学設置基準、大学院設置基準、技術経営研究科においては専門職大学院設置基準、等の法令を満たしているとともに、本学の教育目的に照らして適切な教育課程が構成されていると判断できる。

## 基準 6 教育の成果

本学においては、教育成果を含む教育課程全般に係る事項に関して、全学的立場から教学審議会及び教学委員会が検証や評価を行っている。例えば、「TOEIC の活用による英語教育の成果の検証」、「理系基礎科目未履修者に対する教育効果の検証」、「GP とカリキュラムマップの点検・改善を利用した教育改善」などの取り組みを行っている。

教育課程の成果や効果の状況に関して、単位修得や成績分布などの履修状況や学生授業評価アンケートの結果からは、一般的に教育効果はおおむね上がっていると判断できる。特に、本学の教育活動の特長の 1 つである外国語の習熟度別履修においては、学生の満足度も高く学習状況に改善が認められる一方、さらなる教育活動の強化が必要な分野も若干見受けられる。また、学生の進路状況の観点からは、学士課程及び大学院課程とともに、卒業生数に対する就業者数と進学者数の合計の割合が、平成 20 年度卒業(修了)生において、部局平均が 9 割を超えており、おおむね教育効果が上がっていると判断できる。また、各種企業説明会や懇談会等を利用して就職先の卒業生や企業等の採用担当者との意見交換を頻繁に行っている。これらの関係者との意見交換や卒業(修了)生の満足度調査による意見聴取からも、各部局は、それぞれの教育課程の成果や効果についておおむね教育成果が上がっていると判断している。

以上より、本学教育課程においては、教育の成果や効果がおおむね上がっており、順調に教育改善が進んでいると判断できる。

## 基準 7 学生支援等

本学では、学生の学習を進めるために、新入生のみならず在学生に対しても、適切な時期に履修ガイダンスを組織的に行うとともに、オフィスアワーや学習相談室などを通じて授業内容の確実な理解を図っている。特に、「外国人留学生」、「社会人学生」、「障害のある学生」など特別な支援を必要とする学生に対しては、チューターや指導教員の配置など様々な学習支援措置を講じて学習に支障がないように配慮しているほか、学習支援

のための教職員研修も積極的に行っている。また、学生の自主的学習を促進するため、自習室や情報ラウンジなどの ICT 環境を整備するとともに、学生にアカウントを発行して学内の情報機器を自由に利用できる環境を提供している。さらに、「おもしろプロジェクト」のような自主学習を啓発するプロジェクトも積極的に導入している。また、学生の課外活動に対しても、施設や備品の提供などの直接的支援のほか、学生活動の Web 紹介や優秀な学生活動の表彰などの間接的支援を行う一方、事故防止ガイドラインを定めて課外活動の安全に努めている。

また、学生の生活支援については、学生所属の部局との連携の下、学生生活や進路、心身の健康管理、ハラスメント対策等の部署を設けて各種相談や助言指導を行っているほか、大学院博士課程修了者やポストドクター等と民間企業等との就職マッチング活動にも積極的に取り組んでいる。特に、「外国人留学生」に対しては、生活情報などの提供を日本語以外に英語、中国語、韓国語で行っている。さらに、学生の経済的支援においても、奨学金の貸与、入学料・授業料等の免除、学生寄宿舎の貸与など一般的な支援を行っているほか、学業成績優秀者への授業料免除制度、留学生に対する本学独自の奨学金制度、留学生の民間宿舎斡旋における連帯保証人制度など特徴的な取組も行っている。

これらの各種支援に対して、学生の満足度もおおむね良好であることから、本学の学生支援は適切に行われていると言える。

## 基準 8 施設・設備

本学は、吉田地区、常盤地区、小串地区の 3 つのキャンパスで構成されており、それらの校地面積及び校舎面積は大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積を大幅に上回っており、当該基準を満たしている。

施設等の整備・充実については、キャンパス・マスタープランを策定し、計画的に施設・設備の充実を図っており、障害のある学生への生活支援として、身障者用トイレ、スロープ、エレベータ、自動ドア等を設置し、バリアフリー環境を整えている。

附属実験施設等については、上記の 3 地区それぞれに必要な施設を配置し、有効に活用しており、体育施設についても体育館、武道場等の施設を有しており、学生数に対して授業を行う上で必要な設備を設置している。

情報基盤整備について、本学のメディア基盤センターには、上記 3 地区ごとに吉田センター、常盤センター、小串センターがあり、それらの 3 センターすべてにおいて情報処理学習を行うことができる演習室を備えている。また、情報通信環境について、学生が個人で所有しているパソコンを学内ネットワークに接続するための情報コンセントを全学的に設置しており、さらに無線 LAN の利用も可能であり、当該環境は整備されている。これらの環境整備に当たっては、平成 20 年 10 月に情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001) の認証を取得し、その構築・運用に基づく活動を通じて情報セキュリティに配慮しており、また、情報セキュリティ講習会を通じて学生・教職員の情報セキュリティ意識の向上を図っている。

図書館は、3 地区それぞれに個別の図書館が設置されており、相互に連携しながら全学の教職員・学生及び一般市民等に対する図書館サービスを行っている。図書館の利用時間については、原則として休業期を除き、土曜日・日曜日も開館し、開館時間は、通常期平日は全館とも 8 時 30 分～21 時 45 分であり、教職員・大学院生（医学部図書館は、医学部学生も含む）は通常開館時間以外にも 24 時間利用が可能となっている。また、全学で約 1300 の閲覧座席を提供するとともに、学生が共同で学習できるグループ学習室や情報ラウンジなど、学生のニーズに応じた多様な学習環境を整備している。

図書館の蔵書については、学生用図書は、「教育用図書資料選定方針」を定め、系統的な整備を行うとともに、教員・学生・図書館が連携し本学の教育研究に必要な蔵書構築が図られている。

また、電子ジャーナル・文献データベースなど、基盤的な情報資源を整備するとともに、それらの情報資源

を有効に活用するためのネットワーク環境やナビゲーションツールなど、情報利用環境の整備及び学生の情報活用能力の向上を図るための図書館利用ガイダンスも積極的に行われており、図書館は、本学の教育研究を支援するサービス施設として有効に活用されている。

#### 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では、Web システムを用いて、大学教育機構や大学評価室が、教育に係る基本的データや自己点検評価のためのデータを全学的に集中管理する一方、「修学支援システム」や「医学教育総合電子システム」など、教育における教員と学生双方向のコミュニケーションを図る ICT 環境を構築している。これらにより収集された各種データは、教育における質の向上や改善を目的として、大学や部局の自己点検活動や分析調査活動などに有効に活用されている。教育情報の収集には、これらの Web システムによる情報収集のほか、学生授業評価アンケート、学生と教職員の意見交換会や各種教職員会議を通じた学生や教職員の意見聴取が行われている。これらの意見が教育改善に反映した事例として、学生の要望から実現した「授業に対する教員自身の自己評価結果の公開」や教職員の意見交換が反映した「ベストティーチャー賞など教育貢献に対する顕彰制度の創設」などがある。また、本学では、「卒業生満足度」調査や「就職先企業等による卒業生・修生評価」調査などによって外部の意見聴取や情報収集を行う一方、外部有識者をメンバーとする経営協議会においても、本学教育課程の改善のための意見聴取を行っている。また、本学では、上記の Web システムを活用して、教員自身が授業の自己点検評価を行い、教材開発など授業改善に取り組んでいる一方、優れたあるいは特徴的な授業の紹介や様々な FD 活動の実施をとおして、組織的に教育の質の向上に取り組んでいる。FD 活動においては、本学に合ったガイドラインを定めるとともに、それに則って、各種 FD 研修会やピア・レビューなどが実施され、毎年度 FD 報告書として集約され教育改善の資料となっている。さらに、これらの FD 活動から、「教育改善実質化計画」が策定され、更なる質の向上に向けた取組が始まっている。

また、本学では、技術職員や教育関係業務を担う教職員など教育を支援する者に対して、その資質向上とニーズの把握を目的に、各種研修会、「技術報告集」や「教育論文」の刊行をとおしてスタッフ・ディベロップメントを実施している。また、授業の教育補助を行うティーチング・アシスタント(TA)に対しても、業務の円滑な遂行と TA のニーズ把握を目的に、TA 研修会、教員との意見交換会、アンケート調査などを実施している。

以上より、本学においては、教育の質の向上及び改善のためのシステムが整備され、かつ、その取組が適切に実施されており、また、教員、教育支援者及び教育補助者の資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断できる。

#### 基準 10 財務

本学は、法人化前に管理してきた土地及び建物等がすべて国から現物出資を受けていることから、安定した教育研究活動を遂行できる資産を充分に有している。また、債務に関しても国立大学財務・経営センター債務負担金と国立大学財務・経営センター長期借入金の返済にあたっては、文部科学大臣の許可を受けた「償還計画」に基づき、附属病院収入から返済しているため、債務は過大ではない。

自己収入のうち学生納付金に関しては、適正な学生数の確保に努め安定的な収入を確保するとともに、附属病院収入に関しては、経営改善などを行い収入の確保に努めている。また、外部資金の確保については、競争的資金対応本部を設置し、全学的な戦略のもとで外部資金獲得を目指す体制を構築し、経済情勢等が厳しい中でも収入額の増加に努めている。したがって、経常的収入資金が、継続的・安定的に確保されている。

財務上の運営方針である「予算」、「収支計画」、「資金計画」及び当該年度「予算編成方針」については、学外有識者を含めた経営協議会及び役員会で審議し決定されたものであり、これらについては、本学 Web ページで公開あるいは学内各種会議での報告等を行っており、収支に係る計画を適切に策定し、関係者への明示も行

っている。

収支の状況は、毎年度において当期総利益を計上しており、また、短期借入も行っていないことから、支出超過とはなっていない。

運営費交付金が減額されていく中で、教育研究活動に対する資源配分については、経営協議会及び役員会で審議・決定され、大学の特色ある活動等への重点配分と基盤的経費への配分を維持していることから、適切な資源活動が確保されていると言える。

国立大学法人法を遵守し、財務諸表等を文部科学大臣へ提出し、承認を受けたのち、官報に公告として掲載し、また書面を事務局に備え、さらに、本学の Web ページに掲載し、一般の閲覧に供している。これらのことから、財務諸表等が適切に公表されていると判断できる。

会計監査に関しては、監事監査、会計監査人による監査及び学長直轄の内部監査組織として設置された監査室による内部監査を、それぞれ計画的に実施している。また、監事、会計監査人及び監査室は相互補完を行い、効率的な監査体制を構築し、適正な大学運営に反映させている。

## 基準 11 管理運営

本学の管理運営組織は、学長の下に 6 名の副学長と学長特別補佐を配置して、学長がリーダーシップを発揮できるようにするとともに、国立大学法人法に基づく「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」及び「学長選考会議」を学内主要会議と位置付け、そのほかに、執行部と各部局間の連絡調整を図る各種会議を設置している。また、事務組織においては、教員総数 900 名に対し 360 名の事務職員を、事務局や各学部等事務部に適切に配置して大学活動の円滑な運営を支えている。さらに、大学の危機管理として、「国立大学法人山口大学危機管理指針」を定め、緊急時に危機管理対策本部が設置される体制を構築し、全学的な危機管理基本マニュアル（案）を策定しているほか、職員や研究者の倫理規定や利益相反、生命倫理にも適切に対応している。また、本学の管理運営組織は、「メールマガジン」の配信や意見交換の場「コーヒアワー」の設置によって、学長自らが構成員のニーズ把握を行うとともに、執行部が各種会議を通じてニーズの把握を行っている。ニーズを反映した代表的な例として、「功績賞」や「グッドアイデア賞」など、教職員の顕彰制度の創設が挙げられる。また、「経営協議会」を通して学外ニーズの把握を図るとともに、卒業（修了）生満足度調査等を活用して、学生ニーズの把握にも努めている。また、本学の監査規則「国立大学法人山口大学監事監査規則」に則り監査を適切に実施するとともに、Web ページを通じて、監事報告書を学内外に公表しているほか、管理運営に関わる教職員に対する研修制度を整備して、資質向上のための取組も組織的に行っている。

また、本学では、「明日の山口大学ビジョン」等において、管理運営に関する方針を明確に定め、それに基づく学内諸規則の整備によって、管理運営に関わる構成員の責務と権限等を明確にする一方、教職員が大学の活動状況に関わる各種情報を必要に応じて活用できる環境を構築している。

また、本学では、大学活動に対して、国立大学法人評価委員会の行う法人評価のほか、教員活動データや自ら定めた評価基準等に基づく自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に公表するとともに、外部者による評価結果の検証やフィードバックによる改善の取組も適宜行っている。同時に、Web ページによって、本学の教育研究活動やその活動成果に関する情報を分かりやすく社会へ発信している。

以上より、本学の管理運営体制は適切に整備され、本学の目的を達成するためにおおむね機能していると判断できる。

#### iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_yamaguchi\\_d201003.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_yamaguchi_d201003.pdf)

## v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準2	2-1	「共通教育履修案内」[別添冊子] (43~44頁)
基準8	8-1	本学 web ページ
基準10	10-1-1	平成16年度業務監査報告書
	10-1-2	平成17年度業務監査報告書
	10-1-3	平成18年度業務監査報告書
	10-1-4	平成19年度監事監査報告書